

年金基金の財務諸表に対する監査に関する実務指針

平成 28 年 3 月 25 日

日本公認会計士協会

	項番号
I 本実務指針の適用範囲	
1. 適用範囲	1
2. 背景	6
3. 定義	9
II 年金基金の財務諸表に対する監査実施上の留意事項	
1. 監査業務の契約条件の合意	10
(1) 監査の前提条件	12
(2) 監査の目的及び範囲	26
(3) 監査報告書の想定利用者及び配布又は利用の制限	35
(4) 監査報告の期限	42
(5) 監査契約書における記載	46
2. 監事等とのコミュニケーション	47
3. 基金及び基金環境の理解	
(1) 年金基金の業務プロセス	51
(2) 外部委託と総幹事会社	56
4. 重要な虚偽表示リスクの識別	
(1) リスクの識別及び評価手続とこれに関連する活動	57
(2) 重要な虚偽表示リスクの識別と評価	60
(3) 特別な検討を必要とするリスク	67
(4) 不正による重要な虚偽表示リスクの識別と評価	70
5. 重要性の基準値	
(1) 監査計画の策定時における重要性の基準値及び手続実施上の重要性の決定	75
(2) 重要性の基準値算定の基礎とする指標	77
6. 監査の実施－リスク対応手続の適切な実施	79
7. 監査の実施－監査証拠の入手	80
(1) 運用資産及び運用資産関連損益項目	82
(2) 掛金等収入及び給付支払項目	106
(3) 責任準備金及び責任準備金関連損益項目	119
(4) 業務経理に係る資産・負債及び関連損益項目	133

8. 監査の過程で識別した虚偽表示の評価.....	139
9. 初年度監査の期首残高.....	140
10. 後発事象.....	143
11. 継続企業の前提	
(1) 年金基金の財務報告の枠組みと継続企業の前提.....	147
(2) 年金資産の積立不足と継続企業の前提.....	150
(3) 継続企業の前提に対する重要な不確実性が認められる場合の対応.....	152
12. 理事者確認書.....	156
13. 監査報告書	
(1) 監査報告書の特徴.....	159
(2) 強調事項.....	160
(3) その他の記載内容を通読することにより識別した重要な相違.....	161
(4) 利害関係.....	162
III 適用.....	163
付録1 年金基金の業務プロセス	
付録2 年金基金における資金の流れ	
付録3 受託者責任ガイドラインに従った資産運用業務の理解	
付録4 不正リスク要因の例示	
1. 不正な財務報告（いわゆる粉飾）	
2. 資産の流用	
付録5 年金基金の資産運用に関連して理解及び評価する内部統制の例示	
付録6 運用資産別に監査人が実施する実証手続の例示	
1. デリバティブ取引	
2. 不動産	
3. 貸付金	
4. オルタナティブ投資	
5. ファンド・オブ・ファンズ	
6. 非上場株式及び母体企業有価証券	
付録7 文例	
1. 監査契約書等作成の記載例	
2. 理事者確認書の記載例	
3. 財務諸表作成の基礎等の文例	
4. 監査報告書の文例	
5. 「年金だより」等に記載する「監査を受けている旨」の文例	

《 I 本実務指針の適用範囲》

《 1. 適用範囲》

1. 本実務指針は、企業の退職給付制度のうち、企業から独立した法人として年金資産の管理運用を行う「厚生年金基金」及び「企業年金基金」（以下「年金基金」という。）の財務諸表に対する監査を対象とし、会員が年金基金に対して任意契約による監査（以下「任意監査」という。）を実施する際の業務の参考となる監査上の留意事項について取りまとめたものである。また、監査業務実施の前提となる年金基金の組織、制度及び業務に関する情報を提供している。

2. 本実務指針は、企業とは独立した法人として年金基金が作成する財務諸表の監査を対象とするため、年金資産の管理運用について事業主と従業員が合意した年金規約に基づき、事業主が金融機関と年金資産の管理運用契約を結ぶ「確定給付企業年金（規約型）」については対象としていない。

また、個々の年金基金の状況及びニーズを考慮した場合、監査以外の保証業務や監査等以外の業務（合意された手続）を実施する場合も考えられるが、本実務指針においてはそれらの業務を実施する場合の留意事項については取り扱っていない。

3. 本実務指針は、年金基金の財務諸表に対する任意監査の監査契約の締結から監査報告等に関連する留意事項を広く取り扱うため、ほとんどの監査基準委員会報告書が関連することとなるが、本実務指針の適用に際し関連する監査基準委員会報告書は、主に以下のとおりである。

- ・ 監査基準委員会報告書 800「特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成された財務諸表に対する監査」

- ・ 監査基準委員会報告書 805「個別の財務諸表及び財務諸表項目等に対する監査」

また、このほか、以下の監査基準委員会報告書が本実務指針の適用に際しては関連する。

- ・ 監査基準委員会報告書 200「財務諸表監査における総括的な目的」

- ・ 監査基準委員会報告書 210「監査業務の契約条件の合意」

- ・ 監査基準委員会報告書 330「評価したリスクに対応する監査人の手続」

- ・ 監査基準委員会報告書 402「業務を委託している企業の監査上の考慮事項」

- ・ 監査基準委員会報告書 570「継続企業」

- ・ 監査基準委員会報告書 620「専門家の業務の利用」

- ・ 監査基準委員会報告書 700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」

- ・ 監査基準委員会報告書 706「独立監査人の監査報告書における強調事項区分とその他の事項区分」

なお、適用に際しては、本実務指針に記載されている監査基準委員会報告書のみでなく、個々の監査業務に関連する全ての監査基準委員会報告書と併せて理解することが求められている（監基報 200「財務諸表監査の総括的な目的」第 17 項から第 19 項及び第 21 項）。

本実務指針においては、年金基金の機関の名称に合わせて、「経営者」を「理事者」と読み替えて記載する。本実務指針において参照する監査基準委員会報告書の表題は、最初に参照する場合にのみ示している。また、「監査基準委員会報告書」の略称として、「監基報」を用いている。

4. 本実務指針は、監査基準委員会報告書に記載された要求事項を遵守するに当たり、当該要求事項及び適用指針と併せて適用するための指針を示すものであり、新たな要求事項は設けていない。
5. 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（以下「健全化法」という。）が平成 26 年 4 月 1 日に施行され、施行日以後、厚生年金保険法第 9 章第 1 節（第 106 条から第 148 条まで）に定められていた厚生年金基金に関連する規定を削除するものとしたが、その附則第 4 条及び第 5 条によって、存続厚生年金基金に対しては、これら削除された規定及び関連省令等についてなお効力を有するものと定めている。本実務指針において参照されている厚生年金保険法及び厚生年金基金令等には、この取扱いに基づき、存続厚生年金基金に対して適用されるものが含まれている。

《 2. 背景 》

6. 年金資産の運用環境の低迷の中で、年金基金ではより多くの運用成果を得るために、様々な運用を行っているが、このような状況下、平成 24 年 3 月、投資顧問会社と投資一任契約を結んだ年金基金に関する年金資産の巨額消失事案が発生した。

また、その後、同年 10 月、ある厚生年金基金において未公開株式の運用で多額の損失が生ずる事案も生じている。

これらを受けて、金融庁では資産運用に係る規制・監督等の見直し（投資一任業者が国内信託銀行の管理する顧客の受託財産の運用として一定のファンドに投資する場合、国内信託銀行がファンドの真正な監査報告書を入手できるようにする措置の整備など）を行い、金融商品取引業等に関する内閣府令等の改正が行われた。また、厚生労働省社会保障審議会年金部会においても、厚生年金基金制度の改革が議論された結果、「健全化法」が平成 26 年 4 月 1 日に施行され、施行日以後、厚生年金基金の新設は原則として認められず、また、存続厚生年金基金についても、10 年経過する前までに基金が解散又は他の企業年金等へ移行するよう検討することとされた。

7. 当協会では、年金資産の巨額消失事案を受けて、「年金資産の消失事案を受けての監査及び会計の専門家としての提言」（平成 24 年 5 月 16 日）及び業種別委員会研究報告第 9 号「年金資産の運用に関連する会計監査業務等の状況に係る研究報告」（同年 5 月 25 日）を公表し、年金基金の財務諸表に対する公認会計士又は監査法人（以下「公認会計士等」という。）の監査が行われていない現況を踏まえ、類似事案の再発防止に向けて、様々な関係団体等に対する公認会計士等による会計監査の活用を提言した。

しかしながら、年金基金については、現行法令上、公認会計士等による監査が求められておらず、また、監査実施の前提となる財務報告の枠組みについて明らかではない。そのため、平成25年3月29日付けで、業種別委員会研究報告第10号「年金基金に対する監査に関する研究報告」（以下「研究報告第10号」という。）を公表し、上記のような年金基金の財務諸表に対する信頼性の担保や財務報告に対するガバナンスの維持強化に関する社会的な要請と年金資産の消失事案を受けての当協会による提言を受けて、公認会計士等による監査制度が確立されていない年金基金の財務諸表に対する監査実施の可能性について検討した。

8. その後、監査基準の改正（平成26年2月18日）及び監査基準委員会報告書800及び同805の公表（平成26年4月4日）により、特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成された財務諸表の監査の取扱いが明らかにされた。これに対応して、年金基金の財務諸表に対する監査に関する実務指針として本実務指針を策定し、併せて研究報告第10号を改訂した上で、公表することとした。なお、研究報告第10号については、なお年金基金制度の理解に資すると考えられるため、本実務指針と合わせて利用されることが想定されている。

《3. 定義》

9. 本実務指針における用語の定義は、本実務指針において特に定める次のものを除き、監査基準委員会報告書に定められているものに従う。
- (1) 企業年金基金：確定給付企業年金（基金型）を「企業年金基金」という。
 - (2) 年金基金：厚生年金基金及び企業年金基金を総称して「年金基金」という。
 - (3) 理事者が適用する財務報告の枠組み：理事者が年金基金関連の法令に基づく事項に財務諸表の特定の利用者の判断を誤らせないために必要と認められる事項を追加して構成した財務報告の枠組みをいう。
 - (4) 加入事業所：本実務指針においては、厚生年金基金における「設立事業所」、確定給付企業年金基金における「実施事業所」に共通する呼称として「加入事業所」を用いる。
 - (5) 基金従事者：年金基金の職員及び学識経験顧問等をいう。
 - (6) 加入者等：加入員と脱退した受給権者をいう。文脈によっては加入員のみを示すこともある。
 - (7) 年金資産受託機関：年金資産を運用・管理し、年金給付を行う機関。具体的には生命保険会社及び信託銀行をいう。
 - (8) 管理運用受託会社：年金資産受託機関及び投資一任業務等を受託している会社。具体的には生命保険会社及び信託銀行並びに投資顧問会社をいう。
 - (9) 運用商品：生命保険会社が年金運用商品として提供している一般勘定及び特別勘定、信託銀行が年金運用商品として提供している年金信託及び年金特定信託の総称をいう。
 - (10) オルタナティブ投資：ヘッジ・ファンド、非上場株式やそのファンド、ベンチ

ヤー・キャピタル、不動産証券化商品、商品ファンド、ファンド・オブ・ファンズ、各種デリバティブの活用等、上場株式や債券といった伝統的資産とは異なる投資対象や投資戦略を駆使する運用商品の総称をいう。

(11) 運用対象：上場・非上場株式や債券、ヘッジ・ファンド等の投資対象という。

(12) 高監査リスク資産：実在性及び評価の妥当性の観点から監査リスクが高いと思われる運用対象の総称をいう。

(13) ファンド：私募投資信託、私募 REIT、投資事業有限責任組合、民法上の任意組合等のいわゆる「ファンド」と呼称されるものをいう。

(14) 厚基連ガイドライン：「厚生年金基金における年金資産時価評価について」（平成 10 年 3 月 厚生年金基金連合会資産運用委員会資産時価評価検討委員会）

《Ⅱ 年金基金の財務諸表に対する監査実施上の留意事項》

《1. 監査業務の契約条件の合意》

10. 監査人は、監査の前提条件が満たされているかどうかを明確にすること、及び監査業務の契約条件について経営者と合意することを通じて、監査実施の基礎が合意されている場合にのみ、監査契約の新規の締結又は更新を行うこととされている（監基報 210 第 2 項）。

11. 年金基金の財務諸表監査は、法令で要求されているものではないため、任意監査に分類される。そのため、監査人は監査受嘱者として、監査委嘱者である年金基金の理事者との十分な意思疎通を図ることが重要である。

《(1) 監査の前提条件》

12. 監査人は、年金基金の財務諸表の監査の前提条件が満たされているかどうかを明確にするため、通常、以下の事項について考慮する。

- ・ 適用される財務報告の枠組みに準拠した財務諸表の作成、関連する内部統制の整備及び運用並びに関連する記録等の情報や関係者へのアクセスに関する責任が理事者にあることについて合意が得られているか。
- ・ 適用される財務報告の枠組みとしてどのようなものが受入可能であるか。
- ・ 財務報告の枠組みを受入可能とするために、理事者にどのような対応が必要であるか。
- ・ 当該枠組みに基づく財務諸表に対する監査において、監査人にどのような対応が必要であるか。

《① 理事者の責任に関する前提》

13. 監査人は、監査の前提条件として、財務諸表の作成、関連する内部統制の整備及び運用並びに関連する記録等の情報や関係者へのアクセスに関する理事者の責任を理事者が認識し理解していることについて、理事者の合意を得ることが求められる

(監基報 210 第 4 項(2))。

14. 年金基金においては、その資産運用業務、年金数理計算業務、給付業務及び加入者管理業務の全て又は一部を外部に委託していることが多い。業務の外部依存度が高く、監査証拠として必要となる記録や情報等が業務委託先によって作成され、保管されている場合には、第 13 項に記載した責任の全てがあたかも業務委託先の責任であるかのように誤解され、理事者の責任が十分に認識され、理解されないことがある。

したがって、監査人は、第 13 項に記載した理事者の責任について、監査の前提条件が維持されるように、監査契約時のみならず監査の全過程を通じて、理事者に対して注意喚起を図っていくことに留意する。

《② 適用される財務報告の枠組みの受入可能性の判断》

《ア. 現行実務における財務報告の枠組み》

15. 現行の年金基金の実務において決算関係書類を作成する場合に適用される財務報告の枠組みは、厚生年金保険法、確定給付企業年金法、その他の法令等に定められたものである。
16. これらの法令等では、貸借対照表、損益計算書及びその他の業務報告書の表示及び様式を規定しているが、財務諸表を作成するための資産・負債の認識及び測定についての会計規定はなく、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準を斟酌する旨の規定も定められていない。また、通常、財務諸表の一部を構成する注記事項についての記載も定められていない。
17. 例えば、厚生年金基金の資産の評価については、「固定資産は時価による」(財政運営基準 第三 財政検証 二 資産の評価)とされており、実務的には、公益社団法人日本年金数理人会がその具体的取扱いとして策定している「厚生年金基金の財政運営に関する実務基準(平成 26 年 11 月改訂)」が参考にされている。

また、厚生労働省は「厚生年金基金の年金給付等積立金の評価方法について」(平成 16 年 3 月 16 日 年発第 0316001 号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局長通知)において、「金融商品会計に関する実務指針に準拠することができる」としている。しかしながら、厚基連ガイドラインにおいては、未公開株式(非上場株式)の評価については簿価によるものとされており、投資先の財政状態が著しく悪化した場合に実質価額に基づく減損処理の適用が求められるのか否かについては明確に定められていない。

しかし、厚基連ガイドラインの制定(平成 10 年 3 月)前においては、投資対象となる金融商品等は取得価格で評価する「簿価」によっており、他の固定資産については時価評価に移行する中で、未公開株式については「当面簿価とする。」とされている(厚基連ガイドライン「IV 解説編」「1. 時価評価 (3) 厚生年金基金財政運営基準」及び「9. 株式 (3) 未公開株式」)。したがって、実務への適用上、厚基連ガイドラインにおける「簿価」とは取得価格を指し、簿価切下げを行わないものとして取り扱われている。

さらに、複雑な金融商品への投資が拡大する昨今においては、時価の算定について、厚基連ガイドラインに具体的な取扱いの示されていない金融商品も存在する（「付録7 文例」の「3. 財務諸表作成の基礎等の文例」の（※4）参照）。

18. 年金基金の決算関係書類のうち、貸借対照表及び損益計算書については、第16項及び第17項に記したように、広範な財務諸表の利用者に共通するニーズに合致するような内容ではなく、現行の年金基金の決算関係書類の作成に適用される財務報告の枠組みは、「我が国において一般に公正妥当と認められる年金基金会計の基準」と呼称できるようなものではない。したがって、一般目的の財務報告の枠組みとしては受入可能ではないと考えられる。

19. また、現行の年金基金の財務諸表に適用される財務報告の枠組みには、資産・負債の認識及び測定についての体系的な会計の基準が示されていないため、例えば、類似の状況において、事象及び取引の経済実態を反映して首尾一貫した評価と測定が行われるかどうかについての信頼性が担保されず、理解可能性についても、財務諸表の利用者に、財務諸表に関して著しく異なる解釈をもたらしてしまうかもしれない状況がある。

受入可能な財務報告の枠組みは、通常、目的適合性、完全性のほか、信頼性、理解可能性といった特性を示しており、これらの特性の結果、想定利用者にとって有益な情報が財務諸表により提供される（監基報210付録3）。このような点において、現行の年金基金の財務報告の枠組みは、特別目的の財務報告の枠組みとしてもそのまま直ちに受入可能なものではない。

《イ. 財務報告の枠組みを受入可能なものにするための理事者の対応》

20. 年金基金の財務諸表の監査において受入可能な財務報告の枠組みとして、理事者が適用する財務報告の枠組みを策定することが重要である。このような枠組みは年金基金の想定する財務諸表の特定の利用者のニーズに合致したものとなる。

21. 受入可能な財務報告の枠組みにおいては、信頼性と理解可能性の特性を担保することが重要である。そのため、理事者は、財務諸表の利用者の判断を誤らせないようにするために必要と認められる会計の基準を法令に基づく財務報告の枠組みに追加した上で、財務諸表に追加的な開示を行うことが適切である。理事者が適用する財務報告の枠組みについての財務諸表の追加的な開示内容については、「付録7 文例」の「3. 財務諸表作成の基礎等の文例」に、具体的な記述例を示している。

22. 理事者が適用する財務報告の枠組みの内容には、その基礎として一般に公正妥当な会計処理の基準を斟酌する旨を含めることがあるものの、一部の事項については関係法令・通知や各々の年金基金における年金制度の特徴や資産運用の内容等によって異なることがあり、各年金基金を通じて一律なものとはならないことが想定される。

例えば、厚基連ガイドラインに準拠して、不動産（土地）に関して、公示価格を基準に評価地と公示地の相続税路線価割合によって求めるか、又は不動産鑑定評価

額をもって時価評価を行うかについては、各々の年金基金の理事者の判断によって決定されることとなる。

《ウ. 年金基金の財務報告の枠組みに応じた監査上の対応》

23. 理事者が適用する財務報告の枠組みに基づいて作成された財務諸表に対して監査を実施する場合には、次のような対応が求められる。
- (1) 監査人は、年金基金の財務諸表の監査業務の契約条件の合意内容として、理事者が適用する財務報告の枠組みについて、代議員会等、財務諸表の特定の利用者の判断を誤らせないようにするため、財務諸表に追加的な開示を行うことについて理事が合意しない場合には、監査契約を締結できないことに留意する。
 - (2) 監基報 800 第 13 項では、「特別目的の財務諸表に対する監査報告書には、監査報告書の利用者の注意を喚起するため、強調事項区分を設け、財務諸表は特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成されており、したがって、他の目的には適合しないことがある旨を記載しなければならない。」とされている。
 - (3) 監基報 800 第 14 項では、「監査人は、第 13 項で要求されている注意喚起に加えて、監査報告書が特定の利用者のみを想定しており、監査報告書に配布又は利用の制限を付すことが適切であると判断する場合には、適切な見出しを付してその旨を記載しなければならない。」とされている。
 - (4) 理事者が適用する財務報告の枠組みは、理事者が年金基金関連の法令に基づく事項に財務諸表の特定の利用者の判断を誤らせないために必要と認められる事項を追加して構成したものであり、追加的開示の規定が明確に定められておらず、また、その内容も、資産・負債の測定や注記事項等に関して、一般に公正妥当と認められた会計の基準と異なる取り扱いを認めた枠組みであるため、監査人は、監査意見の表明において「適正表示」の表現を使用せず、理事者が適用する財務報告の枠組みに準拠して作成されている、という準拠性意見を表明する。
24. 理事者が適用する財務報告の枠組みは、理事者の判断に基づき、その責任において策定されるものである。そのため、監査人は、監査報告書の理事者の責任の区分において、財務諸表の作成に当たり適用される財務報告の枠組みが受入可能なものであるかどうかについての理事者の判断に関する責任について記載することが求められる（監基報 800 第 12 項(2)）。
25. 監査人は、監査報告書の想定される様式及び内容について監査業務の契約条件の合意内容の一部として監査契約書に記載することが求められている（監基報 210 第 8 項(5)）。監査報告書については、《13. 監査報告書》を参照する。

《(2) 監査の目的及び範囲》

《① 監査の目的》

26. 監査は、想定利用者の財務諸表に対する信頼性を高めるために行われ、財務諸表が、すべての重要な点において、適用される財務報告の枠組みに準拠して作成され

ているかどうかについて、監査人が意見を表明することにより達成される（監基報 200 第 3 項）。年金基金の財務諸表の監査は、監査人が独立の立場から、年金基金の財務諸表に対する意見を表明することを目的として、監査を実施するものである。

《② 監査の範囲》

27. 監査の対象とする財務諸表の様式と内容は、適用される財務報告の枠組みにより決定される（監基報 200A6 項）。

厚生年金基金及び企業年金基金では図表 1 に示された法定決算関係書類があるが、理事者が適用する財務報告の枠組みに照らして、年金基金の財務諸表の監査対象の範囲について理事者と監査人が監査業務の契約条件として合意することが重要である。

28. 年金基金の財務諸表の監査は法令に定められた監査ではないため、監査対象とする財務諸表の種類や範囲がどのようなものであるかについては、明確な定めがない。このため、監査報告書と併せて一体として利用される財務諸表（以下「監査済財務諸表」という。）をどのようなものにするかについては、一律な取扱いはないが、例えば、理事会及び代議員会に付議される決算報告案に含まれる貸借対照表及び損益計算書に理事者が必要と考える事項を追加開示したものを監査済財務諸表とし、年金基金の理事会等の判断に資するものとすることがある。

29. 貸借対照表及び損益計算書以外の報告書等には、業務経理の固定資産の増減や減価償却費、有価証券、繰越金の増減及び引当金の増減に係る各明細書のように貸借対照表及び損益計算書に直接関連する情報が含まれている一方で、積立金の時価ベース利回り、掛金収入現価、給付水準、代議員及び理事の員数、代議員会及び理事会の開催状況、企業数、設立事業所及び加入員数等、貸借対照表及び損益計算書に直接関連しない情報も含まれている。

監査人は、理事者と合意の上、年金基金の財務諸表の監査契約書において、業務報告書のうち貸借対照表及び損益計算書の一部の勘定科目に関連する明細書等の情報についても、監査の範囲に含めることもある。

30. 監査済財務諸表が理事会及び代議員会に付議される決算報告案に含まれる場合には、その謄本が法定書類と併せて規制当局に提出されることとなる。その場合監査人は、監査済財務諸表と法定書類（事業及び決算に関する報告書等）の重要な相違を識別するために法定書類の記載内容を通読することが適切である。

図表 1 年金基金の法定決算書類

<厚生年金基金>

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 貸借対照表・ 損益計算書・ 責任準備金及び最低積立基準額の明細書（数理債務、未償却過去勤務債務残高、責任準備金、最低積立基準額、期末保有資産額及び許容繰越不足金を含む。） |
|---|

- ・ 責任準備金及び最低積立基準額の明細書附属書（当期運用収益・当期運用損失の詳細を含む。）
- ・ 剰余金の処分又は不足金の処理の方法を示した書類
- ・ 貸借対照表附属書
- ・ 損益計算書附属書
- ・ 業務報告書（業務経理の固定資産の増減や減価償却費、有価証券、繰越金の増減及び引当金の増減に係る各明細書を含む。）

<企業年金基金>

- ・ 貸借対照表
- ・ 損益計算書
- ・ 積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額並びに積立上限額との比較を示した書類
- ・ 事業報告書

31. 年金基金の法定決算書類は2事業年度が併記される様式であるが、法令において2事業年度が併記されている場合の我が国の比較情報の実務を勘案し、監査報告書においては、当事業年度を監査対象とし、比較情報として併記される前事業年度数値は、対応数値として取り扱う。

ただし、公認会計士等が行う初年度の監査においては、過年度の貸借対照表及び損益計算書は理事者が適用する財務報告の枠組みに基づいて作成されていないことがあるため、監査対象とする貸借対照表及び損益計算書は単年度の形式で作成し、理事者が財務諸表作成の基礎においてその旨を明示した上で、監査を行うことが望まれる。しかし、初年度の監査において、監査を受けていない前事業年度の数値が併記されている場合には、監査人は監査報告書のその他の事項区分に対応数値が監査されていない旨を記載しなければならないことに留意する（監基報710第13項参照）。

32. 年金基金においては、法令上、年金経理と業務経理の別に貸借対照表及び損益計算書を作成することが要求されており、年金基金全体を総合した、いわゆる総合貸借対照表及び総合損益計算書の作成は求められていないが、年金経理、業務経理の各経理区分ごとの貸借対照表及び損益計算書は、損益計算書を通じて相互関連性・結合性を有しているため、これらを一括りとして完全な一組の財務諸表として取り扱い、監査を実施することができる。

33. 一方、年金基金の財務諸表のうち、特定の経理区分の財務諸表として、例えば年金経理又は業務経理等、特定の経理区分等に関する貸借対照表、損益計算書及び関連注記のみを対象範囲として監査を実施することも考えられる。この場合でも、年金基金を構成する会計単位である経理区分での財務諸表は完全な一組の財務諸表として取り扱われる（監査基準委員会研究報告第3号「監査基準委員会報告書800及

び 805 に係る Q & A」 Q14 参照) ため、監基報 805 が直接に適用されるものではない。

34. 年金基金全体に関する完全な一組の財務諸表に対して否定的意見又は意見不表明の監査報告書が発行されている場合には、年金基金の特定の経理区分を対象とする財務諸表に対する監査において監基報 805 を考慮することが有効と考えられる。監査人は、企業の完全な一組の財務諸表全体に対して否定的意見を表明する、又は意見不表明とすることが必要であると判断した場合であっても、当該完全な一組の財務諸表に含まれる財務諸表項目等に対する別の監査業務においては、当該財務諸表項目等に対して無限定意見を表明することが適切であると考えられる場合があり、その場合の条件の一つとして、財務諸表項目等が、企業の完全な一組の財務諸表の主要部分を構成しないこととされている(監基報 805 第 15 項(3))。これを考慮すると、特定経理区分の財務諸表が年金基金全体に関する完全な一組の財務諸表の主要部分を構成しないならば、監査人は無限定意見を表明することができる場合があるが、主要部分を構成するならば、監査人は無限定意見を表明できない。

《(3) 監査報告書の想定利用者及び配布又は利用の制限》

35. 第 23 項(2)及び(3)に記載のとおり、年金基金の財務諸表には特別目的の財務報告の枠組みが適用されているため、監査報告書に配布又は利用の制限について記載することがある(監基報 800 第 13 項及び第 14 項)。また、監査人は、想定利用者の財務報告の枠組みの理解の程度について、理事者と協議し、その理解の程度に応じて、例えば、配布による利用は認めず、年金基金に備置された監査済財務諸表の閲覧による利用のみを認める等の対応が行われることを理事者と合意する。

監査済財務諸表及び監査報告書の配布又は利用制限を付す場合には、配布又は利用の対象としない年金基金の利害関係者に対して、財務報告の枠組みに関する適切な理解に基づかずに監査済財務諸表が利用される可能性を勘案し、慎重に検討することに留意する。

36. 監査人は、監査報告書の配布又は利用制限を監査報告書に記載しようとする場合には、当該配布又は利用制限等について、契約書上で合意しておくこととされている(法規委員会研究報告第 14 号「監査及び四半期レビュー契約書の作成例」(以下「法規委員会研究報告第 14 号」という。)参照)。
37. 監査済財務諸表及び監査報告書の配布先及び利用先となり得る者としては、例えば、年金基金の構成員(理事者、監事、理事、代議員及び基金従事者)が想定される。これら財務諸表の作成又は承認に関わる者については、適用される財務報告の枠組みを十分に理解していると考えられるため、監査済財務諸表及び監査報告書の配布又は利用を制限する必要はないと考えられる。
38. 規制当局は、年金基金の関係者であり、また、法令等に基づく貸借対照表、損益計算書及びその他の報告書の利用者であるが、本実務指針において監査の対象として想定する監査済財務諸表は、法定決算書類とは別に理事者の採用した適用される

財務報告の枠組みに基づいて作成したものである。したがって、監査済財務諸表及び監査報告書の配布先又は想定利用者として規制当局は直接的には想定されない。

しかし、理事会及び代議員会に付議される決算報告案に含まれる貸借対照表及び損益計算書を監査済財務諸表とする場合には、監査済財務諸表及び監査報告書は代議員会会議録謄本の一部として規制当局に提出されることがあるかもしれない。この場合には、規制当局は監査済財務諸表及び監査報告書の謄本を入手して閲覧できることとなるため、配布先又は利用者として想定されることとなる。

39. 年金基金に対して掛金を支払う加入事業所は、年金基金が主要な利害関係者に対して説明責任を果たすという観点において、監査済財務諸表及び監査報告書の想定利用者として想定される。

しかしながら、全ての加入事業所が、理事者が適用する財務報告の枠組みについて十分に理解していないことも想定される。そのような場合、加入事業所を想定利用者としてすることが適当か否かについて慎重に検討することとなる。

配布又は利用を制限する場合、監査人は、例えば、個々の加入事業所のニーズの程度や、加入事業所の理事者が適用する財務報告の枠組み（特に、理事者が追加した事項）について十分に理解しているかどうかを勘案して、個々の加入事業所ごとに、監査済財務諸表及び監査報告書の配布又は利用を認めるかどうか等について理事者と合意する。なお、加入事業所の財務諸表に対する監査を担当する監査人によって、監査済財務諸表及び監査報告書の利用が想定される場合についても、加入事業所を想定利用者とする場合と同様の考え方に沿って検討することとなる。

40. 加入者等は、年金基金の財政運営に関する主要な利害関係者であり、監査報告書の想定利用者となる。しかしながら、複数事業主制度の年金基金等のように、加入者等が多数に上り、その財務諸表の利用者も広範であるため、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準との差異を含め、加入者等が年金基金の会計処理・開示について十分に理解せずに財務諸表を利用する可能性が高い場合には、加入者等を配布及び利用の対象に含めることについて慎重に検討する。

41. 年金基金の決算報告においては、加入者等に対して定期的に送付される「年金だより」等において、年金基金の貸借対照表及び損益計算書（全部又は年金経理区分等その一部の抜粋や要約）が掲載されることがある。

この場合、「年金だより」等の読者が、理事者が適用する財務報告の枠組みを十分に理解していない場合や年金基金の財務諸表の利用者として想定していない者に監査報告書が利用されることによって、想定利用者が誤った判断を行う可能性が生じる。この場合には、加入者等に対する監査済財務諸表又は監査報告書の配布及び利用制限を行い、「年金だより」等への掲載は行わない。

また、「年金だより」等において、年金基金の財務諸表に対する監査を受けている旨を記載することも考えられるが、その場合には、当該監査は「年金だより」等に掲載された貸借対照表及び損益計算書（年金経理区分等その一部の抜粋や要約を含む）は監査の対象としたものと同じの内容ではなく、また、当該記載自体は監査の

結論を伝達することを目的としていないことを明示する等、加入者等の判断を誤らせないようにその表現に配慮する（「付録7 文例」の「5. 「年金だより」等に記載する「監査を受けている旨」の文例」参照）。

なお、加入者等から監査報告書及び監査済財務諸表の開示要請があった場合、監査報告書に記載した想定利用者に加加入者等を含めているときには、理事者は加入者等に監査報告書を閲覧させ、利用に供することとなる。

また、企業年金基金の加入者及び加入者であった者は、事業主等に対し、決算関係書類の閲覧を請求できることに鑑み（研究報告第10号第19項参照）、監査報告書に記載した想定利用者に加加入者等を含めていない場合であっても、法令に基づき作成された決算関係書類の取扱いに準じて、理事者及び監査人は、理事者が適用する財務報告の枠組みの理解の程度を勘案して、閲覧等による利用を認めるかどうかを個別に判断する。

《(4) 監査報告の期限》

42. 年金基金の財務諸表の監査は、法令等に定められたものではないため、監査報告の期限については、監査人と理事者が状況に応じて定めることができる。

43. 年金基金の財務諸表に対する監査の対象とする財務諸表は、法令等に基づき作成する決算関係書類の一部について、理事者が必要と認める追加開示を加えたものであるが、監査済財務諸表において記載される金額等については、合理的な理由のない限り、規制当局（厚生労働省）に提出される法定決算書類に記載される金額等と一致する。

このような状況を勘案すると、年金基金の財務諸表の監査の実施に当たっては、法令に基づく決算日程を勘案して監査報告の期限を設定することが必要となると考えられる。

44. 年金基金の決算は、厚生年金基金については年度終了後6か月以内に、企業年金基金については年度終了後4か月以内に、厚生労働省宛に決算及び業務の報告を行うこととされており、この決算日程に基づき、監査日程及び監査報告の期限を設定することとなる。

ただし、年金基金の決算は、掛金や給付の出納のみならず、資産運用や数理債務計算等、外部に委託している業務の結果報告を利用して作成する事項が多く、現行の決算実務においては、外部委託業務の最終結果報告を、厚生年金基金については年度終了後5か月内外、企業年金基金については年度終了後3か月内外に入手し、その結果を反映させて決算を確定している。

このため、外部委託業務の最終結果報告の入手から代議員会承認及び業務報告書の提出までの非常に短い期間に決算作業を実施している。

45. 監査人は、年金基金の財務諸表について監査を実施する場合には、例えば、外部委託業務結果に関する月次等の報告数値の入手と利用及び決算報告数値の入手の早期化の可能性等を勘案して一部の決算作業の実施時期を前倒しできるかどうか再検

討するほか、決算作業及び監査作業の平準化によって十分な監査日程を確保できるように監査報告の期限について理事者と十分に協議することに留意する。

《(5) 監査契約書における記載》

46. 監査人は、監査を実施するに当たり、財務諸表監査の目的及び範囲、並びに財務諸表の作成において適用される財務報告の枠組みを監査契約書に記載することが求められている（監基報 210 第 8 項(1)及び(4)）。年金基金の財務諸表の監査では、これらに加え、例えば、監査報告書の配布又は利用の制限や監査報告の期限などの監査業務の契約条件として合意された内容を、監査契約書等において明らかにしておくことが考えられる。なお、年金基金の財務諸表の監査契約書等の作成に当たっての留意事項については、「付録 7 文例」の「1. 監査契約書等作成の記載例」を参照する。

《2. 監事等とのコミュニケーション》

47. 年金基金における監事は、株式会社における監査役に相当するものである。したがって、公認会計士等による年金基金の財務諸表に対する監査を実施する場合において、監基報 260 を適用して監査人がコミュニケーションを行う相手は監事となる。

また、学識経験顧問を設置している年金基金については、年金基金に関する制度的・専門的側面に関連した情報を入手するため、学識経験顧問も含めたコミュニケーションを検討することがある（研究報告第 10 号第 16 項参照）。

48. 年金基金においては、公認会計士等による財務諸表監査の制度が法定されていないため、公認会計士等による年金基金の財務諸表監査（任意監査）を行ったとしても、監事の監査事項及び責任については変更がないことに留意する（研究報告第 10 号第 22 項参照）。監事とのコミュニケーションを行う際には、法定監査と任意監査の違いを含めた年金監査における監査人の責任及び計画した監査の範囲とその実施時期の概要について明確にコミュニケーションを行うことが重要である（監基報 260 第 12 項及び第 13 項参照）。

49. また、監査人は、以下について監事に説明をすることが重要である。

- (1) 理事者が適用する財務報告の枠組みが年金基金ごとに異なる可能性があるため、枠組みの内容を明らかにした上で監査を実施すること。
- (2) 年金基金における会計実務は、企業会計を適用して行われる実務と相違があること。
- (3) 監査人の監査報告書において、特別目的の財務諸表に対する監査の場合の追記情報が付されること。

50. 第 44 項に記載のとおり、通常年金基金の財務諸表に対する監査においては、短期間の決算及び監査日程が想定される。不当に短い期間内に監査を終了することが求められるなど、監査期間中に困難な状況に直面した場合には、監事等とコミュニケーションを行うことが重要である（監基報 260 第 14 項(2)及び A17 項）。

《 3. 基金及び基金環境の理解》

《(1) 年金基金の業務プロセス》

51. 監査人は、年金基金の財務諸表に対する監査において、内部統制を含む、基金及び基金環境の理解を通じて、不正か誤謬かを問わず、財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示リスクと、アサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクを識別し評価することが求められている（監基報 315 第 2 項）。
52. 理事は理事会において業務の執行に係る全般的な意思決定を行い、理事長は年金基金を代表して業務を執行する。年金基金の業務プロセスは付録 1 に例示されている。
53. 年金基金は加入事業所に年金掛金、事務費掛金、福祉施設掛金を種別ごとに請求を行う。加入事業所は年金基金に年金掛金、事務費掛金、福祉施設掛金を年金基金の掛金入金口座にまとめて一括で入金する。年金基金では、通常、入金された掛金のうち、年金掛金を総幹事会社に送金し、事務費掛金及び福祉施設掛金は専用の管理口座に送金する（付録 2 参照）。なお、掛金入金口座に入金された各掛金は、通常、管理口座への送金を待たず、掛金入金口座に一括入金された時点で、各経理区分ごとに記帳処理が行われている。
54. 年金基金の業務のうち、資産運用業務の執行に関しては、自家運用の場合を除き、信託銀行、生命保険会社、投資一任業者等と積立金の管理及び運用に関する契約を締結することとされている。また、運用コンサルタント等と資産運用に関するコンサルティング契約を締結することができるが、資産運用に関する意思決定については、年金基金自らの判断の下に行わなければならないとされている。

年金基金の資産運用業務の理解においては、「厚生年金基金の資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドラインについて（通知）」別添「厚生年金基金の資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドライン」（最終改正平成 25 年 3 月 29 日）及び「確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドラインについて（通知）」（平成 14 年 3 月 29 日）（以下、両者を合わせて「受託者責任ガイドライン」という。）の規定を参照し、付録 3 に示した事項への対応状況（内部統制を含む。）に留意する。

55. 年金基金の業務のうち、意思決定や年金給付の裁定等を除く年金業務及び資産運用業務については、信託銀行、生命保険会社等に委託することが一般的であるが、様々な委託形態があるため、外部委託の有無及び内容を把握し、監基報 402 に定められた外部委託先の内部統制を理解することが重要である（研究報告第 10 号第 24 項参照）。

《(2) 外部委託と総幹事会社》

56. 年金資産の運用については、複数の年金資産受託機関を取りまとめて資金の動きを統制する役割として、受託機関の中から総幹事会社を年金基金が決定することが多いため、総幹事会社とその他の年金資産受託機関、加入事業所間の取引がどのよ

うに行われるか、例えば、次の点について理解する（付録2参照）。

- ・ 総幹事会社は、年金掛金を一括して受け入れ、運用委託比率に応じて各年金資産受託機関に掛金を送金する。
- ・ また、受給者への給付は、年金基金が必要額の支払を総幹事会社に指図し、総幹事会社は年金基金に送金を行い、年金基金はこれを受給者に支払う。
- ・ 年金や一時金の給付事務を総幹事会社が受託している場合には、年金基金から総幹事会社への支払指図に基づいて総幹事会社から直接受給者へ給付を行う。
- ・ 総幹事会社は、受給者への給付について、給付負担比率に応じて各受託機関から負担額を計算し回収する。

《4. 重要な虚偽表示リスクの識別》

《(1) リスクの識別及び評価手続とこれに関連する活動》

57. 監査人には、重要な虚偽表示リスクを識別し評価する基礎を得るために、質問、分析的手続等の手続を含め、リスク評価手続を実施することが求められる（監基報315第4項及び第5項）。
58. 質問を実施する場合は、理事者のほか、基金従事者への質問、また、業務の外部依存度を考慮して、年金基金と業務委託契約を締結している信託銀行、生命保険会社等の管理運用受託会社、制度管理業務の受託会社、運用コンサルタント、年金数理人などに対する質問を実施することが考えられる。
59. 分析的手続の適用に当たっては、年金資産の投資種類別残高や運用成績の趨勢比較、統計データに基づく掛金拠出額と年金給付額の変動に関する分析などが考えられる。

《(2) 重要な虚偽表示リスクの識別と評価》

60. 監査人は、リスク対応手続を立案し実施する基礎を得るために、財務諸表全体レベルとアサーション・レベルで重要な虚偽表示リスクを識別し評価することが求められている（監基報315第24項）。
61. 年金基金において重要な虚偽表示リスクが存在し得る特有の事象として、例えば、以下のような事象が挙げられる。監査人は、これらの事象を考慮に入れることが適切である。
 - ・ 時価又は公正な評価額を容易に把握できない投資商品の評価
 - ・ 新しい種類の投資スキームの実行
 - ・ 給付の正確な計算と適時な支払
 - ・ 掛金の正確な計算と適時な回収及び送金

多額の年金資産を保有する年金基金では、重要な虚偽表示リスクを識別し評価するに当たって、各種金融市場の経済環境とそれが年金資産の評価に与える影響や、投資商品の複雑性などにおける重要な虚偽表示リスクに特に留意する。

62. アサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクには、例えば、以下のような項目

が考えられる。

- ・ 運用資産が実在しない。
 - ・ 運用資産が財務報告の枠組みに従って評価されていない。
 - ・ 財務諸表において運用資産が適切な投資種別で開示されていない。
 - ・ 売買取引及び利益収入等が正確・適時・網羅的に記録されていない。
 - ・ 給付の請求とその支払が年金基金の規定に沿って行われず、正確・適時・網羅的に記帳されていない。
 - ・ 掛金収入が正確・適時・網羅的に記帳されていない（未収掛金の計上額、回収不能額の評価等）。
 - ・ 掛金収入が誤った経理区分で記帳され、正確に記帳されていない。
 - ・ 年金数理計算を行うに当たっての加入者等のデータが網羅的ではない。
 - ・ 年金数理計算において適用される重要な仮定及び方法が適切ではない。
 - ・ 年金数理計算において予想給付額が正確に計算されていない。
 - ・ 関連当事者取引が一般の取引と同様の条件で行われていない。
 - ・ 経費が年金基金の規定に沿って正確・適時・網羅的に記帳されていない。
 - ・ 年金経理からの資金移動に伴い、資産流用が発生する。
63. 年金基金の多くは少人数の職員で運営されており、職務分掌が十分に図られていない場合もある。重要な虚偽表示リスクを識別・評価するに際しては、年金業務に係る業務委託の形態（研究報告第 10 号第 24 項参照）を勘案し、業務プロセスごとに、外部委託の有無、外部委託結果の検証手続の実施状況、職務分掌の程度を通常考慮する。
64. 年金資産の運用業務では、組入資産の保管やその評価も外部委託先におけるプロセスに依存するケースが一般的である。
- したがって、年金資産の実在性及び評価の妥当性に関する重要な虚偽表示リスクを識別・評価するに当たっては、以下の点に留意する。
- ・ 年金基金を含めた投資スキーム関係者の役割分担と資金の流れの把握
 - ・ 最終的な投資対象とその保管業務を行う主体の特定と、保管残高に関する情報入手経路の把握
 - ・ 実質的な時価評価作業を行う主体の特定と、時価評価結果に関する情報入手経路の把握
65. 監査人は、受託会社の提供する業務に関連する内部統制について、監基報 402 第 11 項に従い、通常、以下の手続を一つ又は複数組み合わせ実施する。
- (1) タイプ 1 又はタイプ 2 の報告書（受託会社のシステムに関する記述書及び内部統制に関する報告書）を入手すること（利用可能な場合）。
 - (2) 年金基金等を通じて受託会社に依頼して特定の情報を入手すること。
 - (3) 受託会社に往査し、受託会社の提供する業務に関連する内部統制について必要な情報を入手するための手続を実施すること。
 - (4) 必要な情報を入手する手続の実施に他の監査人を利用すること。

なお、監査人は、特に、受託会社のタイプ 1 又はタイプ 2 の報告書を通読し、受託会社における内部統制の理解を得ることが有用である。

66. タイプ 1 又はタイプ 2 の報告書を利用する場合、例えば、以下の点について留意する。

(1) 受託会社監査人が表明した意見の内容

特定の統制目的が達成されていないなど、限定意見やその他の除外事項付意見が表明されている場合にはその理由を理解する。

(2) 記述書の対象範囲及び対象業務の概要

① 記述書に年金基金の委託する業務の全てが含まれているか、また、年金基金の財務諸表の重要な虚偽表示リスクの低減に関連する内部統制を十分に網羅した記述書であるか確かめる。

② 記述書上、再受託会社の取扱いとして除外方式が適用されており、かつ、当該再受託会社の提供する業務が年金基金の財務諸表に対する監査において重要であると判断される場合は、再受託会社のタイプ 1 又はタイプ 2 の報告書の利用を検討する。

なお、運用報告書に記載された外部監査（財務諸表監査のみならず、内部統制監査や GIPS 基準準拠の検証等を含む。）の対象及び結果の概要（研究報告第 10 号図表 10-2 ※ 1 及び※ 2 参照）は、業務の結論の要約記載にすぎず、当該記載のみではタイプ 1 又はタイプ 2 の報告書に代替するものとはならないことに留意する。

《(3) 特別な検討を必要とするリスク》

67. 監査人には、第 60 項の実施過程において、監査人の判断により、識別した重要な虚偽表示リスクが特別な検討を必要とするリスクであるかどうかを決定することが求められる（監基報 315 第 26 項）。

68. 監査人は、前項に示された判断に際して内部統制の影響を考慮してはならない（監基報 315 第 26 項）が、特別な検討を必要とするリスクがあると判断した場合には、第 64 項から第 66 項に示された手続等の実施により、当該リスクに関連する内部統制を理解することが求められる（監基報 315 第 28 項）。

69. 年金基金の財務諸表に対する監査における特別な検討を必要とするリスクの例として、以下のような項目が考えられる。

(1) 活発な市場における公表価格が入手できず、観察不能な入力数値に基づいて評価される金融商品について、時価又は公正な評価額により適切に評価されない。

(2) 複雑なスキームの投資商品について、実在性の確認ができない。

(3) 重要な取引が受託会社において処理されており、かつ、タイプ 1 又はタイプ 2 の報告書がない、又は受託会社監査人の保証報告書上で除外事項付意見が表明されており、受託業務に関して虚偽表示が発生している可能性が高い。

(4) 特定の加入事業所に対して異なる年金給付算定方式がある場合や算定方式が複雑な場合に、異なる給付額の算定方式を利用することにより給付額が適切に計算

されない。

(5) 加入事業所の財政難により掛金の回収可能性が適切に評価されない。

《(4) 不正による重要な虚偽表示リスクの識別と評価》

70. 収益認識には不正リスクがあるという推定に基づき、どのような種類の収益、取引形態又はアサーションに関連して不正リスクが発生するかを判断することが求められる（監基報 240 第 25 項）。年金基金においては、例えば、年金資産の運用収益に留意する。

また、不正による重要な虚偽表示リスクであると評価したリスクは、特別な検討を必要とするリスクとして取り扱うため、関連する統制活動を含む内部統制を理解することが求められる（監基報 240 第 26 項）。

71. 理事者による主観的な判断の程度が高い特定の財務諸表項目、取引種類、アサーションにおいては、それらが理事者による操作の対象になりやすいために、不正による重要な虚偽表示リスクが識別される可能性がある。例えば、以下のようなものが考えられる。

- ・ 年金資産の実在性
- ・ 容易に把握できる市場価格が存在しない年金資産の評価
- ・ 年金数理計算
- ・ 未収掛金の回収可能性
- ・ 資金取引

なお、年金基金に特有の不正リスクについては、付録 4 を参照する。

72. 年金資産の実在性や評価の妥当性といったアサーション・レベルにおける不正による重要な虚偽表示リスクを識別し評価するに当たっては、《(2) 重要な虚偽表示リスクの識別と評価》において述べた点に加え、年金基金を含めた年金資産運用関係者との間での実質的な相互牽制機能が無効化されていないか、年金基金内部に設置された資産運用委員会等による監視活動が欠如していないかという点についても留意する。

73. 年金数理計算の結果は、掛金の追加拠出の要否を検討するために用いられることがある。そのため、年金財政が悪化している年金基金の運営責任者が、追加拠出を回避する目的等で積立不足を過小に報告するために、年金数理計算を適切に行わない、又は年金数理計算の結果を適切に利用しないといったリスクがある。

74. 年金基金の年金経理には、多額の資金取引が行われているため、年金資産の流用によって生じる虚偽表示のリスクがある。また、業務経理は、年金基金自らが経理処理を行うため、脆弱な内部統制を起因とする資産流用のリスクがある。

《5. 重要性の基準値》

《(1) 監査計画の策定時における重要性の基準値及び手続実施上の重要性の決定》

75. 監査人は、監査の基本的な方針を策定する際、監査対象となる財務諸表に基づい

て重要性の基準値及び手続実施上の重要性を決定することが求められる(監基報 320 第 9 項及び第 10 項)。

76. 年金基金の経理には、年金経理と業務経理の区分があり、さらに、業務経理は、業務会計と福祉施設会計の区分に分けられる場合があり、これらの資産・負債総額は圧倒的に年金経理が多額となっている。第 62 項に記載のとおり、年金基金の財務諸表に対する監査における重要な虚偽表示リスクの多くは年金経理区分に関するものであるが、経費に係る重要な虚偽表示リスクのように業務経理区分に係るものもある。

このため、重要性の基準値を決定する場合には、業務経理における重要な虚偽表示リスクを考慮し、特定の取引種類、勘定残高又は開示等について適用される重要性の基準値に準じて、業務経理に適用する特定の重要性の基準値を別途、決定することを検討する。

《(2) 重要性の基準値算定の基礎とする指標》

77. 重要性の基準値の算定の基礎とする指標として、例えば、以下の指標が考えられる。ただし、年金基金の状況によっては他の指標がより適切な場合もある。

- ・ 「純資産」に計上される資産と負債の差額の貸借合計純額
- ・ 期中に他の年金基金との合併があった場合に、消滅した年金基金についての最終事業年度の監査をする場合には、最終事業年度の期首の「純資産」に計上された純額
- ・ 解散方針を決定し解散手続を実行しているため、継続企業の前提に関する注記が付された年金基金を監査する場合には、期首の「純資産」に計上された純額
なお、上記の「純資産」とは、年金経理の貸借対照表において「純資産」の「(科目名/区分名)」の下で計上されている金額をいい、資産勘定では「流動資産」及び「固定資産」、負債勘定では「流動負債」「支払備金」に計上される勘定残高の純額をいう(研究報告第 10 号付録 1 参照)。

78. 業務経理に適用する特定の重要性の基準値を決定する場合には、業務経理の総費用や総収益が考えられる。ただし、年金基金の状況によっては他の指標がより適切な場合もある。

《6. 監査の実施ーリスク対応手続の適切な実施》

79. 年金基金においては、決算作業から監査報告の期限までの期間が非常に短い場合がある(第 44 項参照)。そのため、リスク対応手続の実施時期を検討するに当たっては、決算スケジュールとともに外部委託業務の最終結果報告の入手時期及び年金基金での検証手続の実施時期も考慮することも検討する。例えば、月次等の報告数値によって手続を実施し、確定値と重要な差異がある場合には追加的な手続を実施するなどが考えられる。

なお、生命保険会社や信託銀行等の管理運用受託会社から年金基金に対する年金

資産の運用状況の報告実務は、図表2のタイミングで実施される。これらによれば、年金資産を貸借対照表に計上するために必要な公正な評価額は、おおむね翌月初旬には報告されており、手続実施において年金資産の内訳把握に必要な情報は、翌月中旬から下旬には報告されている。

図表2 年金資産の運用状況の報告時期の例

時期	名称例	内容	管理運用受託会社
月2回	ユニット価格データ	特別勘定のユニット価格	生命保険会社
月1回	月次積立金運用状況	特別勘定の運用状況、資産別収益率、見通し等	生命保険会社
	月次運用状況報告	各信託契約の月次における貸借対照表、損益計算書、運用状況報告書等	信託銀行
	口座組入投資信託月末基準価格	投資信託の1株(ユニット)当たり純資産価額	投資顧問会社
	月次運用状況報告	月次パフォーマンス、取引明細、残高明細等	投資顧問会社
毎四半期	四半期運用レポート	特別勘定総合口、投資対象別口ごとの運用状況の説明	生命保険会社
	年金資産運用報告書	年金投資基金信託(合同口)の運用状況の説明	信託銀行
	四半期運用状況報告	四半期・運用開始来パフォーマンス、運用資産評価額の推移、四半期市況概況、組入上位銘柄(採用上位戦略)、業種・国・戦略等別投資配分、パフォーマンス要因・寄与度分析、今後の運用方針等	投資顧問会社
毎半期	生命年金保険運用レポート	生命年金保険の運用状況の説明	生命保険会社
決算期	信託決算報告書	各信託契約の決算期における貸借対照表、損益計算書、運用状況報告書等	信託銀行

《7. 監査の実施－監査証拠の入手》

80. 監査人は、財務諸表全体レベル及びアサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクを識別し評価する基礎を得るために、リスク評価手続を実施し、評価したアサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクに応じて、実施するリスク対応手続の種類、時期及び範囲を立案し実施する(監基報315第4項及び監基報330第5項)。評価したリスクに対応する監査人の手続としては、運用評価手続及び実証手続がある。
81. 以下では、年金基金の財務諸表項目のうち、通常、重要な項目と想定される、運用資産及び運用資産関連損益項目、掛金等収入及び給付支払項目、責任準備金及び責任準備金関連損益項目、並びに業務経理に係る資産・負債及び関連損益項目について、評価したリスクに対応する監査人の手続の例示を記載する。なお、当該項目は例示にすぎず、各年金基金の状況に応じて、追加・修正・削除した上で慎重に適

用する。

《(1) 運用資産及び運用資産関連損益項目》

《① リスク評価手続》

《ア. 運用資産の概要の把握》

82. 運用資産の概要把握においては、年金基金の運用方針と投資戦略と、その年金基金の投資ポートフォリオへの影響を理解する必要がある。そのため、例えば、以下の手続を実施する。

- ・ 運用契約ごとの運用方針（運用ガイドライン）を把握する。
- ・ 実際の運用資産が投資方針に従ったものであるかを確認するため、運用資産の明細又は信託銀行、生命保険会社等の管理運用受託会社からの運用報告書を入力する。

83. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品やファンド・オブ・ファンズのような複層的な投資スキームが採用されている場合、評価が困難なデリバティブへの投資や不動産・非上場株式などのオルタナティブ投資を行っている場合には、一般的に虚偽表示リスクが高いと判断される。

なお、オルタナティブ投資を行う場合には、受託者責任ガイドラインに従い、運用の基本方針に以下の事項が定められているかという点に留意する。

- (1) 当該オルタナティブ投資を行う目的
- (2) 政策アセット・ミックスにおける当該オルタナティブ投資の位置付けとその割合
- (3) 当該オルタナティブ投資に固有のリスク（例えば、流動性リスク）に関する留意事項

84. 投資ポートフォリオの状況を把握するため、期中の投資の変動に関する分析を入力する。通常、分析には以下の情報が含まれる。

- (1) 新規運用契約の有無
- (2) 契約ごとの投資方針の変更の有無
- (3) 分散投資の状況

変動の内容によっては、監査リスクが高いと判断される場合がある。

85. 運用資産及び運用資産関連損益項目は、主に、資産運用による実現損益、運用資産の評価損益、運用資産からの利息・配当及び信託報酬等の経費から構成される。一般的に年金資産の運用収益は、各運用委託勘定の管理運用受託会社からの報告に基づき年金資産受託機関が集計した運用報告書に記載されている収益額に基づいて計上されることから、運用収益が適切に計上されているか否かは管理運用受託会社から報告される運用報告書の正確性に依存している部分が多い。したがって、監査人は、運用収益の計上の適切性を監査する上で、管理運用受託会社の能力、年金基金からの独立性等を評価し、運用報告書作成までの過程における管理運用受託会社の内部統制を評価することが重要であると考えられる。

例えば、年金信託勘定の運用資産及び運用収益に関連する主なプロセスとしては、以下が考えられる。

- ・ 運用資産の売買取引
- ・ 資金決済取引
- ・ 運用資産の時価又は公正な評価額測定
- ・ 利息・配当金の認識及び計上
- ・ 信託報酬等の経費の認識及び計上
- ・ 元本の追加又は解約

《イ. 内部統制の理解とリスク評価》

86. 運用資産の業務の外部委託の範囲はその契約形態により、運用の指図者、資産の管理者、運用のリスク負担、運用対象の制限の有無等が異なる。また、貸借対照表の勘定科目の背後にはそれぞれの運用に伴い様々な運用資産が存在するが、ほとんどの場合、運用資産の明細は年金基金が外部委託している管理運用受託会社が管理・把握している。

そのため、運用資産及び運用資産関連損益項目に係るアサーション・レベルのリスク評価手続として、理解を必要とする内部統制の中には、年金基金によって実施される内部統制の他に、年金基金が契約により運用や運用資産の管理を委託している管理運用受託会社によって実施される内部統制も含まれる。

《受託会社によって実施される内部統制》

87. 年金基金は管理運用受託会社によって実行された投資取引の記録を独立して有していないことが多く、投資取引を検証するための取引報告書や入出金記録、その他の基礎資料は管理運用受託会社が有している。

運用資産及び運用資産関連損益項目に関する上記のプロセス及び関連する内部統制の理解に当たっては、以下の点に留意する（第 65 項参照）。

- (1) 管理運用受託会社が、監査・保証実務委員会実務指針第 86 号「受託業務に係る内部統制の保証報告書」又は同等の保証業務に係る実務指針に従って受託業務に係る内部統制の保証報告書業務を受けている場合、直近のタイプ 1 又はタイプ 2 の報告書を入手して内容を検討する。
- (2) タイプ 1 又はタイプ 2 の報告書に、年金基金の相補的な内部統制（年金基金において整備されることを管理運用受託会社が想定する内部統制）が記載されている場合がある。その場合、監査人は、当該内部統制に対して追加的な監査手続の実施を検討する。
- (3) タイプ 1 又はタイプ 2 の報告書を入手することができない場合や当該報告書に限定意見やその他の除外事項付意見が表明されている場合には、監査人は管理運用受託会社に対して監基報 402 第 15 項に示されたその他の監査手続の実施を検討する。

88. 監査人は、年金基金の運用対象のうち重要な投資（例えば、高監査リスク資産）に関連するプロセス及び内部統制が、タイプ1又はタイプ2の報告書において記述されているか確かめることに留意する（第66項(2)①及び②参照）。タイプ1又はタイプ2の報告書において、重要な投資に関しての記述が不明瞭、又は記述されていない場合には、監査人は、監基報402で述べられているように、受託会社監査人との協議によって、その手続や結果に関する理解を補うこととなる。

《年金基金によって実施される内部統制》

89. 理事者は時価又は公正な評価額を決定するための会計及び財務報告プロセスの確立に責任を持つと解されるため、監査人は運用資産についての時価又は公正な評価額の決定プロセス及び開示、効果的な監査アプローチに影響を与える内部統制について理解し、リスク評価手続を行う。

なお、年金基金が資産運用に関連して実施する内部統制については、付録5「年金基金の資産運用に関連して理解及び評価する内部統制の例示」に例示されている。

90. 第87項において記載したとおり、管理運用受託会社は、年金基金の内部統制として、相補的な内部統制を想定していることがあるため、年金基金において、当該相補的な内部統制がデザインされ、適用されているか否かについても、慎重に検討する。

《ウ. アサーション・レベルの重要な虚偽表示リスク》

91. 運用資産及び運用資産関連損益項目については、以下のアサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクが含まれる（第62項参照）。

- ・ 運用資産が実在しない。
- ・ 運用資産が財務報告の枠組みに従って評価されていない。
- ・ 財務諸表上において運用資産が適切な投資種別で開示されていない。
- ・ 売買取引及び利息収入等が正確・適時・網羅的に記録されていない。

92. 運用資産の評価については、理事者が適用する財務報告の枠組みに従って適切に評価されているかを判断することになる。

年金基金の財務諸表に適用される財務報告の枠組みには、理事者が追加した事項も含まれると解されるが、「付録7 文例」の「3. 財務諸表作成の基礎等の文例」にあるように、例えば、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に照らしてその取扱いが著しく異なると認められるものが存在する可能性があることに留意する。

《② リスク対応手続》

93. 監査人は、上述したリスク評価手続を実施した上で、運用資産及び運用資産関連損益項目に関して評価したリスクに対応する監査人の手続の策定を行う。

94. 特に、運用資産に係るアサーション・レベルのリスク評価に当たっては、各運用資産に固有のリスクを評価するとともに、年金基金においては、資産運用及び資産

管理等の業務の多くが受託会社に委託されているという状況に鑑み、研究報告第10号第27項から第29項までに記載のとおり、それぞれの運用契約形態を理解し、通常、受託会社の内部統制を評価する。

したがって、運用評価手続についても、受託会社における内部統制と年金基金の内部統制に分けて検討することが適切である。

《ア. 運用評価手続》

95. 監査人は、上述のリスク対応手続の策定において、内部統制を理解及び評価した結果、受託会社の内部統制を含む年金基金の内部統制が有効にデザインされていると判断される場合には、実証手続のみによって十分かつ適切な監査証拠を入手できる場合を除き、一定の運用評価手続を実施し、内部統制に依拠することとなる。

また、内部統制が有効にデザイン又は運用されていない場合には、実証手続の範囲を拡大し、十分かつ適切な監査証拠が入手できるかどうかについて検討する。

96. 内部統制が受託会社に存在する場合の運用評価手続は、管理運用受託会社のタイプ2の報告書を入手して検討する等、監基報402に従い実施する。

なお、実務上、年金基金の財務諸表に対する監査の報告期限までに入手可能なタイプ2の報告書の評価対象期間は、年金基金の事業年度決算日より数か月前までの期間であることが多い。

したがって、評価対象期間末日から年金基金の決算日までの期間における受託会社の内部統制の状況について把握することが適切である（監基報402 A29項から A33項）。例えば、タイプ2の報告書に関連して受託会社が発行する、いわゆるロールフォワード・レター（又はブリッジ・レター）を入手して検討する。

《イ. 実証手続》

97. 監査人は、運用資産の概要を把握した結果、運用資産の主な構成要素が国内で上場されている株式である等、商品性に複雑性が認められず、運用評価手続を実施した結果、十分かつ適切な監査証拠を入手できると判断した場合には、運用資産に係る実証手続として分析的手続を中心に実施することが考えられる。

98. 一方で、運用資産の概要を把握した結果、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品やファンド・オブ・ファンズのような複層的な投資スキームが採用されている場合又はデリバティブへの投資若しくは不動産・非上場株式などのオルタナティブ投資を行っている場合は、一般的に年金基金の財務諸表における重要な虚偽表示リスクは高いと判断される。また、内部統制を理解及び評価した結果、年金基金に必要な内部統制が構築されていない場合や管理運用受託会社のタイプ2の報告書が入手できない等、内部統制に依拠できないような状況下にある場合には、一般的に年金基金の財務諸表における重要な虚偽表示リスクは高いと判断される。

このような状況においては、監査人は分析的手続や確認手続に加えて、重要な虚偽表示リスクの程度を考慮し、必要に応じて追加的な実証手続を策定し、実施する

ことを考慮する。そのために、例えば、監査・保証実務委員会研究報告第 26 号「年金資産に対する監査手続に関する研究報告」（以下「年金資産研究報告」という。）に示された、高監査リスク資産に対応するより深度ある監査手続の実施についての考え方を参考とすることが考えられる。

なお、付録 6 には、年金基金の財務諸表に対する監査において追加的に実施する実証手続を例示している。

99. 監査人は、確認手続を実証手続として実施すべきかどうかを考慮しなければならない（監基報 330 第 18 項）。年金基金が運用資産残高の記録を独自に保持している場合、年金資産受託機関からの確認状は当該記録との突合等によって証明力のある監査証拠となり得るが、年金基金が運用資産残高の記録を独自には保持していないことも多いと考えられる。記録を保持していない場合には、確認手続だけでは証明力のある監査証拠とはならない。こうした状況では、代替する独自の証拠を識別できるかどうかを検討することがあるとされているため（監基報 402 A24 項(3)）、例えば、より強い証拠力の入手が必要な場合には、残高確認の際に運用対象の明細表を入手し、追加の手続を実施すること等を検討することが考えられる。

確認手続は、適切な監査証拠が入手できる場合に年金資産受託機関に対して実施されるが、確認依頼への回答にどの程度詳細な運用対象の明細表を依頼するかについては、対象の運用資産に係る重要な虚偽表示リスクの程度を勘案して判断する。確認依頼への回答の明細表の程度については、例えば、年金資産研究報告に示された確認手続の考え方及び残高確認書様式例等を参考とすることも考えられる。

100. 運用資産に対する確認手続により入手した監査証拠は、実在性には適合するが、評価の妥当性については十分に適合しない場合がある。このような場合として、運用資産の評価方法や使用する仮定に専門的な判断を要する場合、管理運用受託会社が評価に関して回答を制限又は拒否する場合又は公正な評価額による評価プロセスの全部又は一部を管理運用受託会社が更に外部に委託している場合（例えば、投資一任契約の下で投資顧問業者が投資対象の運用成果を把握し、報告している場合等）が考えられる。

したがって、実施した確認手続が監査証拠として適合するアサーションについて十分把握し、理解する。

101. 生命保険会社への運用資産の運用契約は、一般勘定契約によるものと特別勘定契約によるものとに分けられる。特別勘定契約の実証手続については、第 97 項から第 100 項に従って、運用資産のリスクに対応した監査手続を実施する。

102. 一般勘定による年金基金との運用契約は、元本と最低利率の保証があり、更に運用状況に応じた配当が上乘せされる仕組みとなっている。元本と利率が保証された一般勘定による運用においては、資産価格の変動に伴うリスク負担は、他の運用の契約とは異なり、生命保険会社が負っている（研究報告第 10 号第 31 項参照）。

したがって、生命保険会社の一般勘定契約に関して確認手続により入手した監査証拠は、通常実在性のみならず評価の妥当性にも適合する。

103. 運用資産に係る運用収益については、例えば、管理運用受託会社の運用報告書のパフォーマンスを推定値とする分析の実証手続を実施する。
104. 管理運用受託会社のタイプ2の報告書が入手できない等、管理運用受託会社の内部統制に依拠できない場合には、分析の実証手続に加えて、必要に応じて計上された運用資産及び運用資産関連損益項目の構成要素を分析し、それぞれの構成要素ごとに、例えば、利息・配当金の認識・計上の妥当性や売却損益の妥当性の検討等の追加的手続を実施することを考慮する。
105. 自家運用の場合には、年金基金自ら有価証券取引を行い、利息・配当金等の運用収益の認識及び計上を行うことから、監査人は、当該年金基金における運用資産及び運用資産関連損益項目に関連する内部統制を識別し評価する。
- また、監査人は、年金基金の内部統制の評価の結果に基づいて、運用資産及び運用資産関連損益項目に関連する適切な実証手続を立案し、実施する。

《(2) 掛金等収入及び給付支払項目》

《① リスク評価手続》

《ア. 制度管理業務の把握》

106. 掛金等収入や給付支払については、制度管理業務の各プロセスで実施される。
- 付録1に記したプロセスのうち、入出金に関するプロセスである「掛金等収入」と「給付支払」に関する留意点は以下のとおりである。
- (1) 掛金等収入
- 年金基金の掛金は、毎月の加入者の人数や基準給与に応じて計算し、年金基金が加入事業所に対して納入告知（請求）を行い、加入事業所は年金基金に対して掛金を納付する。その後年金基金は資産運用のために年金資産受託機関に年金掛金を送金する。また、年金基金の経理処理としては、納入告知を行った時点で未収掛金を計上し、その後実際に掛金が収入された段階で未収掛金の消去を行う。
- したがって、監査に際しては、上述のようなプロセスを理解し、それぞれのプロセスに即して経理処理が行われているかどうかを確かめることが重要である。
- なお、年金基金で収入とされるものとしては、掛金収入のほかに受換金（企業年金連合会から権利義務を承継する者に係る積立金の移換）や負担金（厚生年金基金における代行部分の免除保険料率の調整に係る政府負担金や給付現価負担金）等がある。
- (2) 給付支払
- 年金基金からの給付は、退職者等からの請求に基づき、年金基金が給付額を決定（裁定）した上で行われる。具体的には、請求者の年齢や加入年数、基準給与、生存確認等の情報に基づき、基金規約に規定された給付条件に該当するかを判定し、給付額を計算し、支払を行う。
- 年金基金の給付は、基金規約の定めに従って年金給付の場合は年1回から6回

程度にまとめて、一時金給付の場合は一度に行われる。このため、期末時点で未払となる額がある場合は未払給付額が計上される。

なお、年金基金は、必要な資金の払戻しを管理運用受託会社から受けて給付支払に充当するが、ⅠB型又はⅡ型の業務委託の下では（研究報告第10号第24項参照）、給付支払は年金基金の指示を受けた管理運用受託会社の総幹事から直接行われ、総幹事は給付負担比率に応じて他の受託機関から負担額を回収する。

したがって、監査に際しては、請求のあった給付についてもれなく裁定処理が行われていること、当該裁定処理が正確なデータに基づいて規約どおりに行われていることを確かめるとともに、所定の給付金額が所定の手続に従って支払われているかを確かめることが重要である。

《イ. 内部統制の理解とリスク評価》

107. 年金基金は、制度管理業務の一部を外部に委託していることがあるが、その場合加入者等のデータ、掛金額及び給付額の正確性及び網羅性等は、当該制度管理業務の受託会社の内部統制に依拠することになる。

なお、その委託の範囲は業務委託形態によって異なっている。

したがって、監査に際しては、監基報402に従い、年金基金が外部に委託している業務の内容及び範囲やその内部統制等を理解し、検討を行う。また、当該業務に関して制度管理業務の受託会社がタイプ1又はタイプ2の報告書を発行している場合は、適宜、その利用を検討する。

108. 掛金等収入及び給付支払項目においても、制度管理業務の受託会社によって実施される内部統制と年金基金によって実施される内部統制とを区別してリスク評価手続を実施することが有効であると考えられるが、どの範囲の内部統制が制度管理業務の受託会社によって実施されているかは年金基金ごとの業務委託形態によって異なる。

109. 一般に、制度管理業務の受託会社のタイプ1又はタイプ2の報告書は、加入者等のデータなどが正確に登録されるかなどを対象としていることが多く、加入者資格の取得又は喪失、給与の変更や裁定などについては、年金基金から提出されたデータ自体の正確性までを対象としていない場合もある。

したがって、対象としている業務を的確に把握し、相補的な内部統制を識別し、これらに関連するリスクの評価を慎重に行うことが適切である。

《ウ. アサーション・レベルの重要な虚偽表示リスク》

110. 掛金等収入及び給付支払項目については、以下のアサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクが含まれる（第62項参照）。

- ・ 給付の請求とその支払が年金基金の規定に沿って行われず、正確・適時・網羅的に記帳されない。
- ・ 掛金収入が正確・適時・網羅的に記帳されない（未収掛金の計上額、回収不能

額の評価など)。

- ・ 掛金収入が誤った経理区分で記帳され、正確に記帳されない。

《② リスク対応手続》

111. 監査人は、上述したリスク評価手続を実施した上で、掛金等収入及び給付支払項目に関して評価したリスクに対応する監査人の手続の策定を行う。

112. 掛金等収入及び給付支払項目についても、運用資産と同様に、固有のリスクを評価するとともに、制度管理業務の多くが外部に委託されているという状況に鑑み、制度管理業務の受託会社との契約形態を理解し、受託会社の内部統制を評価する。

したがって、運用評価手続についても、受託会社における内部統制と年金基金の内部統制に分けて検討する。

なお、掛金等収入については、毎月資金取引が発生することから、不正による重要な虚偽表示リスクにも十分に留意する。

《ア. 運用評価手続》

113. 監査人は、上述のリスク対応手続の策定において、内部統制を理解及び評価した結果、制度管理業務の受託会社の内部統制を含む年金基金の内部統制が有効にデザインされていると判断される場合には、実証手続のみによって十分かつ適切な監査証拠を入手できる場合を除き、一定の運用評価手続を実施し、内部統制に依拠することとなる。

また、内部統制が有効にデザイン又は運用されていない場合には、実証手続の範囲を拡大し、十分かつ適切な監査証拠が入手できるかどうかについて検討する。

114. 内部統制が受託会社に存在する場合の運用評価手続は、制度管理業務の受託会社のタイプ2の報告書を入手して検討する等、監基報 402 に従い実施する。なお、第107項及び第108項で記載のとおり、制度管理業務について業務を委託している範囲は、年金基金によって異なることに留意する。

また、実務上、年金基金の財務諸表に対する監査の報告期限までに入手可能なタイプ2の報告書の評価対象期間は、年金基金の事業年度決算日より数か月前までの期間であることが多いが、運用資産と運用資産関連損益項目と同様、受託会社が発行するいわゆるロールフォワード・レター（又はブリッジ・レター）を入手することが適切である（第92項参照）。

《イ. 実証手続》

115. 監査人は、制度管理業務の概要を把握した結果、掛金等収入や給付支払の主な構成要素等に複雑性が認められず、運用評価手続を実施した結果、内部統制に依拠できると評価した場合等、内部統制を考慮して重要な虚偽表示リスクを低いと評価した場合には、掛金等収入や給付支払に係る実証手続として分析的手続を中心に実施することが考えられる。

116. 掛金等収入については、例えば、加入者数や基準給与総額といった構成要素の推移などを基に算出した推定値を利用して分析の実証手続を実施する。
117. 給付支払については、例えば、脱退者数や受給者数といった構成要素の推移などを基に算出した推定値を利用して分析の実証手続を実施する。
118. 制度管理業務の受託会社のタイプ2の報告書が入手できない等、受託会社の内部統制に依拠できない場合には、分析の実証手続に加えて、必要に応じて計上された掛金等収入や給付支払の構成要素を分析し、それぞれの構成要素ごとに、例えば、掛金等の認識及び測定の妥当性や給付支払の妥当性の検討等の追加的手続を実施することを考慮する。

《(3) 責任準備金及び責任準備金関連損益項目》

《① リスク評価手続》

《ア. 責任準備金の計算業務の概要の把握》

119. 数理債務や最低積立基準額等、責任準備金の計算業務について、年金基金で自ら計算を行うことは困難である。年金基金は、その財務諸表の作成に当たって、企業会計における退職給付債務の算定と同様に、外部の年金数理専門家である年金数理人の業務を利用しているため、年金数理人の業務の概要を理解することが重要である（研究報告第10号第48項〈決算における年金数理計算業務フロー〉）。
120. 年金数理人が専門家として行う業務には、通常、基礎データの網羅性及び正確性の確保は含まれないため、加入者等のデータの管理等、年金数理人の専門業務の対象とならない業務についても、その概要を理解する。特に、年金数理人の専門業務と加入者等のデータ管理等の業務が同一の受託会社に委託されている場合には、これらの業務を峻別して理解することが重要である。

《イ. 内部統制の理解とリスク評価》

121. 監査人は、第119項の責任準備金の計算業務の概要の把握と合わせて、年金数理計算業務において整備及び運用されている内部統制を理解する。
- 例えば、加入者等のデータ管理が外部委託されている場合には、監基報402に従って、委託業務の内容とともにその内部統制等を理解するために、受託会社のタイプ1又はタイプ2の報告書の利用を検討することが考えられる。
122. 監査人は、当該年金数理人の適性、能力、客観性及び業務の適切性等について検討を行う（監基報620第8項及び第11項）。
123. 監査人は、専門家の業務の重要な仮定及び方法を評価するために、各年金基金が「財政運営規程」において定めた財政運営の方針に基づいて決定された、数理計算基礎率の算定方法について理解する（監基報620第11項(2)）。
- なお、監査人が理解する事項には、予定利率として財政運営規程に定めた率が使われていること、退職率や昇給率として財政運営の方針に基づいて年金数理人が計算し、理事者が採用する率が使われていることが含まれる。

《ウ. アサーション・レベルの重要な虚偽表示リスク》

124. 責任準備金及び責任準備金関連損益項目については、以下のアサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクが含まれる（第 62 項参照）。

- ・ 年金数理計算を行うに当たっての加入者等のデータが網羅的ではない。
- ・ 年金数理計算において適用される重要な仮定及び方法が適切ではない。
- ・ 年金数理計算において予想給付額が正確に計算されない。

125. また、第 69 項(4)に記載のとおり、基金規約において複数の年金給付算定方式が併用されている場合など算定方式が複雑な場合には、異なる給付額の算定方式を利用することにより予想給付額が正確に計算されない可能性があることから、年金数理人との協議等を含めて、特別な検討を必要とするリスクとして識別するかどうか、慎重に虚偽表示リスクを検討する。

《② リスク対応手続》

126. 監査人は、上述したリスク評価手続を実施した上で、責任準備金及び責任準備金関連損益項目に関して評価したリスクに対応する監査人の手続の策定を行う。

127. 責任準備金及び責任準備金関連損益項目については、責任準備金の算定に際して専門家を利用することになることから、当該専門家の専門能力や客観性等の検討をする。また、年金基金においては、年金数理計算業務が外部に委託されている場合もあるという状況に鑑み、それぞれの受託会社との契約形態を理解し、受託会社の内部統制を評価する。

したがって、運用評価手続についても、受託会社における内部統制と年金基金の内部統制に分けて検討する。

《ア. 運用評価手続》

128. 監査人は、内部統制を理解及び評価した結果、加入者等のデータ管理等を委託している受託会社の内部統制を含む年金基金の内部統制が有効にデザインされていると判断される場合には、リスク対応手続の策定において、実証手続のみによって十分かつ適切な監査証拠を入手できる場合を除き、一定の運用評価手続を実施し、内部統制に依拠することとなる。

また、内部統制が有効にデザイン又は運用されていない場合には、実証手続の範囲を拡大し、十分かつ適切な監査証拠が入手できるかどうかについて検討する。

129. 内部統制が受託会社に存在する場合の運用評価手続は、受託会社のタイプ 2 の報告書を入手して検討する等、監基報 402 に従い実施する。なお、制度管理業務について業務を委託している範囲は、年金基金によって異なること、また、責任準備金の計算業務は対象とされていない場合が多いことから、タイプ 2 の報告書の利用可能性については、慎重に検討する。

130. 年金基金において業務を実施した受託会社及び年金数理人の専門能力や客観性等

の評価についても、慎重に検討する。

《イ. 実証手続》

131. 監査人は責任準備金の算定について年金数理人の算定結果を利用することになるが、アサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクを考慮して、年金基金が利用した年金数理人の算定結果を利用するか、又は、監査人が自ら専門家を選定し責任準備金の算定結果の検討を行うかを慎重に判断することが求められる。

前者を採用する場合には監基報 500 に従い、後者を採用する場合には監基報 620 に従い、十分かつ適切な監査証拠を入手する。

132. 監査人は、責任準備金等について以下のような実証手続を実施する。

(1) 加入者等データの網羅性の検証について、年金基金が行う加入者等の管理情報、又は制度管理業務の受託会社から入手する加入者等の情報を基に、

- ① 期中における新規加入者について、加入者名簿等と照合する。
- ② 期中における退職者（一時金による脱退者、年金受給選択者、死亡等）について、異動情報と照合する。
- ③ 期末在籍者、受給者及び待期者について、①及び②を基に期末人員数の整合性を検討する。

(2) 監査に際しては、「財政運営規程」等、財政運営の方針に基づいて計算基礎率が算定されているかどうかを確かめる。

計算基礎率（予定利率、昇給率、退職率、死亡率、キャッシュバランスプランの再評価率等）について、前期の計算基礎率から変更があった場合（当期に見直しされた場合）には、計算基礎率の計算過程、手法及び採用した実績データ等の適切性について、年金数理人に質問することを検討する。

(3) 計算基礎率の変更があった場合、当該計算基礎率の変更に伴う債務への影響額について、基金又は年金数理人への質問を検討する。

(4) 上記(1)から(3)で検証した加入者データ及び適切な計算基礎率を前提として、給付債務（数理債務及び最低責任準備金）の残高について分析の実証手続を行う。

- ① 一人当たりの給付債務の前期比較
- ② 一人当たりの給付債務増加額（損益計算書計上額）の前期比較
- ③ 以下のような「転がし計算」による前年度との整合性の確認

$$\begin{aligned} & \text{当年度債務} = \text{前年度債務} \times (1 + \text{予定利率}) \\ & \quad + (\text{当年度掛金等収入} - \text{当年度給付等支出}) \times (1 + \text{予定利率} / 2) \end{aligned}$$

④ 期中に年金基金の合併若しくは分割又は重要な加入事業所の脱退があった場合には、それらの影響を考慮して、期末の給付債務の適切性の心証を得る。

なお、責任準備金等について、期中に年金基金規約の改訂が実施され重要な変更があった場合など、監査人が上記の監査手続を実施するだけでは適切かつ十分な監査証拠を入手することが難しい場合には、年金基金が責任準備金の計算を委託している年金数理人とは異なる専門家（監査人の利用する専門家）の利用を検討する（監

基報 620 第 6 項参照)。

《(4) 業務経理に係る資産・負債及び関連損益項目》

《① リスク評価手続》

《ア. 業務経理の概要の把握》

133. 業務経理は研究報告第 10 号第 20 項に記載のとおり、事業運営のための取引を処理する経理区分である。

《イ. 内部統制の理解とリスク評価》

134. 業務経理については、年金基金事務に係る経理業務であることから、年金基金における内部統制を理解することが求められる。

年金基金は通常、少人数でその業務を実施しているため、内部統制についても、担当者が限られていないか（実質的な相互牽制機能の有無）や日常業務及び決算業務に関する監視活動がどのように整備・適用されているかを把握する。

135. 業務経理に関する内部統制は、主として経費関係に関するものと考えられるが、業務経理は業務会計と福祉施設会計の区分に分けられる場合もあり、個別の年金基金の実態に即して、内部統制を理解する。

《ウ. アサーション・レベルの重要な虚偽表示リスク》

136. 業務経理に係る資産・負債及び関連損益項目については、以下のアサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクが含まれる（第 62 項参照）。

- ・ 掛金収入が誤った経理区分で記帳され、正確に記帳されない。
- ・ 関連当事者取引が一般の取引と同様の条件で行われない。
- ・ 経費が年金基金の規定に沿って正確・適時・網羅的に記帳されない。
- ・ 年金経理からの資金の移動に伴い、資産流用が発生する。

《② リスク対応手続》

《ア. 運用評価手続》

137. 第 134 項に記載のとおり、業務経理関連の内部統制は年金基金で整備・適用していることが考えられるが、特に、相互牽制機能や監視活動が有効に運用されているかを慎重に判断する。

《イ. 実証手続》

138. 業務経理の監査手続としては、主として経費に関する手続が考えられ、経費計上額の正確性・適時性・網羅性等の監査の実施に当たっては、年金基金作成の予算を利用することが有益である。

《 8. 監査の過程で識別した虚偽表示の評価》

139. 虚偽表示の評価に当たっては、通常、質的な事項についても考慮する（監査基準委員会報告書 450「監査の過程で識別した虚偽表示の評価」A14 項）。質的な事項には、例えば以下がある。

- ・ 修正した場合に、運用実績が予定利率を上回っている状況から、予定利率を下回り、積立不足をもたらすこととなる虚偽表示
- ・ 修正した場合に、財政運営基準（継続基準及び非継続基準）等の制度上の要求を満たさなくなる虚偽表示
- ・ 禁止された取引が実行されたことを示すような虚偽表示
- ・ 業務経理における多額の費消を原因とする虚偽表示

《 9. 初年度監査の期首残高》

140. 年金基金が初めて財務諸表監査を受ける場合、又は監査人が交代する場合、監査人は、監査基準委員会報告書 510「初年度監査」に従って対応することが求められる。

141. 初年度監査において、監査人は、直近の財務諸表の通読等（監基報 510 第 4 項及び第 5 項）によって、年金基金の財務諸表の期首残高に関連する情報を入手するが、その過程で財務報告の枠組みに含まれる会計方針が適切かどうかについても検討する。

会計方針が適切ではないために財務諸表が利用者の誤解を招くと監査人が判断する場合、当該事項について理事者と協議した結果、理事者が適用する会計方針が明確にされたり、追加されたり、更に会計方針を変更することがあるため、監査人は、監基報 510 に基づき、その内容の適切性を評価することが求められる。

なお、会計方針を変更する場合の影響額を過年度遡及修正するか、又は当年度の財務諸表において修正するかについては、理事者が適用する財務報告の枠組みにおいて定めることに留意する。

142. 初年度監査において、期末に近い時期に会計方針の変更又は追加を含め契約条件の合意が成立したため、監査手続によって期首残高に関する十分かつ適切な監査証拠が入手できず、その影響が重要である場合には、監基報 510 第 9 項により監査範囲の制約に関する限定意見を表明するか又は意見を表明してはならないこととされている。

《10. 後発事象》

143. 監査人は、年金基金の財務諸表においても、監査基準委員会報告書 560「後発事象」に従って、決算日後、監査報告日までに発生した後発事象（修正後発事象及び開示後発事象）を検討する。

144. 本実務指針においては、年金基金の財務諸表に対して準拠性の枠組みに基づく監査意見を表明することを想定しているが、当該監査意見表明に当たって準拠すべき

財務報告の枠組みにおいて、後発事象について具体的に定めていないことを根拠に、監査人が、例えば、開示後発事象に関する注記が不要であると直ちに判断することにはならない。財務諸表が準拠性の枠組みに準拠して作成されている場合であっても、財務諸表の特定の利用者の誤解を招くと監査人が判断する場合、後発事象について理事者と協議し、監査報告書における記載の要否、及び記載する場合にはその方法について判断することが求められている（監基報 700 第 17 項）。

145. 年金基金の決算の期限は、第 44 項に記載のとおり、厚生年金基金については年度終了後 6 か月以内、企業年金基金については年度終了後 4 か月以内と、会社法や金融商品取引法などの法定監査に比較して長い期間となっている。

このことから、決算日現在において既に存在している状況に関し、その後の実績や結果を明確にするような追加証拠を提供する修正後発事象について、財務諸表に反映することの要否を考慮する期間が相対的に長いことに留意する。

また、開示後発事象についても、同様に決算日から監査報告書日までの期間が長期間に及ぶことから、当該事象が発生する可能性は高くなることが考えられる。したがって、当該事象の発生の有無及び開示の要否について慎重に検討することが重要である。

なお、開示後発事象の例としては、以下が挙げられる。

- ・ 厚生年金基金の決算日後の代行返上又は確定給付企業年金への移行
- ・ 年金基金における主要な加入事業所の決算日後の脱退
- ・ 年金基金の合併・分割の決算日後の決定
- ・ 年金資産受託機関の倒産などによる、重要な資産の回収可能性に影響を与える事象の決算日後の発生

146. 監査人は、実施した手続の結果、財務諸表の修正又は財務諸表における開示が要求される事象を識別した場合、それらの事象が財務諸表に適切に反映されているかどうか判断するとともに、適切に反映されていることについて、理事者に、理事者確認書に記載することを求めなければならない（監基報 560 第 7 項及び第 8 項）。

《11. 継続企業の前提》

《(1) 年金基金の財務報告の枠組みと継続企業の前提》

147. 理事者が適用する財務報告の枠組みは、年金基金ごとに理事者がその内容を取り決めるため、その内容は財務諸表全てに一律ではない。財務報告の枠組みを、継続企業を前提とした内容とする場合もあれば、そうでない内容とする場合もある（監査基準委員会報告書 570 「継続企業」第 2 項）。

しかしながら、年金基金においては、通常、長期間にわたって年金等を給付するために掛金を徴収し、年金資産を運用し、決算時には将来給付を行うための積立水準の検証を行うといった事業活動を行っており、予測し得る将来にわたって事業を継続することが想定されている。このような年金基金の事業活動の内容を勘案すれば、通常の場合、年金基金の財務諸表が継続企業の前提に基づき作成されることは、

財務諸表の利用者にとって前提となっていると考えられる。

したがって、理事者が適用する財務報告の枠組みに基づく年金基金の財務諸表に対して意見を表明する場合において、特に財務報告の枠組みにおいて明示されていない場合についても、当該財務諸表は継続企業の前提に基づき作成されているものとして取り扱うものとする。

148. 年金基金の財務諸表は、通常は継続企業の前提に基づき作成されると考えられるため、その監査においては、企業の財務諸表監査と同様に、監基報 570 に基づき、継続企業の前提に関する評価を行い、重要な疑義を生じさせる事象又は状況が識別された場合には、その解消に関する不確実性について検討することが求められている。
149. 検討を行う場合の対象期間については、適用される財務報告の枠組みに明示されていない場合であっても、我が国の財務諸表の表示に関する規則を勘案し、少なくとも期末日の翌日から 12 か月間を対象とすることになると考える（監基報 570 第 12 項及び A9 項）。

《(2) 年金資産の積立不足と継続企業の前提》

150. 年金基金においては、企業とは異なり、法令等の規制に基づき、以下のような年金資産の積立不足が年金基金の解散等に直結しない運営がなされている。
- (1) 年金基金は、毎年の決算において「財政検証」として財政運営に支障がないかを検証する。「継続基準の財政検証」では、年金基金が今後も存続するという前提の下で、責任準備金に見合う資産額が保有されているかどうかを検証する。「非継続基準の財政検証」では年金基金が解散し制度終了した場合であっても、過去の加入期間に応じて発生したとみなされる給付（最低保全給付）の現価（最低積立基準額）に見合う資産額が保有されているかどうかを検証する。これらの検証によって必要な資産額が確保されていないという決算を行った場合は、決算日の翌々年度から掛金の増額を行うことにより、債務を調整して不足金を解消することになる。また、掛金の増額が困難な場合は、労使合意等を前提に給付の減額を行うことにより、債務を調整して不足金の解消を図ることも選択肢の一つとなっている。
- (2) 年金基金は、厚生年金基金では 5 年ごとに、企業年金基金では少なくとも 5 年ごとに「財政再計算」を行い、計算基礎率の見直しを行った上で掛金の見直しを行う。これに加えて、給付設計の変更、加入者数の大幅な変動、財政検証基準への抵触（財政検証において不足金を解消すべきと判定された場合）等があった場合は、当初の財政再計算期日を待たずに掛金の再計算が行われる。不足金を解消するために、財政検証基準への抵触がなくとも、年金基金の意思で自発的に掛金の再計算が行われることもある。
151. 監査人は、継続企業の前提に関して理事者が行った評価を検討することが求められている（監基報 570 第 11 項）。年金資産の積立不足（継続基準）は、負債が資産

を超過している状況であり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に該当するものと考えられる（監基報 570A1 項）。また、決算関係書類に含まれる責任準備金及び最低積立基準額の明細書等（第 27 項参照）の記載が非継続基準に基づく大幅な積立不足を示している場合も、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に該当するものと考えられる。

しかしながら、第 150 項に記載のような掛金の引上げや給付設計の変更といった法令等の規制に沿った理事者の対応策が年金基金において行われることによって、通常は、年金基金の事業の継続に対する不確実性が解消される、又は改善されるものと考えられる。

なお、通常、年金等給付は長い期間をかけて支払われるため、数理債務等に匹敵する規模の給付支出が短期間に行われることはなく、負債の履行に直ちに支障を来すことはないと考えられるが、大量の退職や事業所の脱退、選択一時金の取得など、一時期に多額の支払が生じるような懸念の有無について検討することは必要と考えられる。

《(3) 継続企業の前提に対する重要な不確実性が認められる場合の対応》

152. 資産運用の甚大な損失や加入事業所の脱退の頻発による掛金収入の大幅な減少によって、多額な積立不足に至った場合には、それ以上の掛金の増額や給付の減額をもってしてもはや財政の建て直しは不能であり、年金基金の解散はやむを得ないと年金基金の理事者が判断している場合がある。また、「健全化法」が平成 26 年 4 月 1 日に施行され、施行日以後、厚生年金基金の新設は原則として認められず、また、存続厚生年金基金についても、10 年経過する前までに基金が解散もしくは他の企業年金等へ移行するよう検討することとされたため、これを受けて厚生年金基金の解散が行われることがある（第 6 項参照）。さらに、厚生年金基金においては、非継続基準に基づく最低責任準備金の大幅な積立不足を生じている場合には厚生労働大臣による解散命令がなされることがある。

このような場合において、監査人は、年金基金の継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する重要な不確実性が認められるかどうかを判断するための十分かつ適切な監査証拠を入手することが求められている（監基報 570 第 15 項）。

153. 年金基金は、代議員会の所定の議決が行われた場合や事業継続が不可能となった場合で、厚生労働大臣の認可を受けたときや、厚生労働大臣の解散命令を受けたとき等には、基金を解散することになる。

これらの場合においても、代議員会の議決の前提として、各加入事業所の加入員の同意が必要となることや、その上でなお、厚生労働省の認可が必要であるため、解散の手続には相当程度の日数が必要となることを考慮し、実態に即した判断を行うことに留意する。

解散の手続には相当程度の日数が必要となることを考慮し、実態に即した判断を

行うことに留意する。

なお、監査人が継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に対する不確実性を検討するに当たっては、決算書類に含まれる年金数理人の確認結果や所見、助言なども有用な情報になると考えられる(研究報告第10号付録3参照)。

154. 年金基金の決算は、厚生年金基金では決算日後6か月以内、企業年金基金では4か月以内の日に代議員会によって承認され確定する。その決算報告(財政検証)において多額の積立不足があったとしても、前述のように掛金の増加又は給付の減額という方策があり、それらは決算日の翌年2月頃(厚生年金基金の場合)行われる代議員会において承認される「事業計画及び収入支出予算」に反映すべく、約半年の間、協議されていることになる。この事業計画において解散が企画されたとしても、その後の加入事業所への説明・同意、厚生労働省の認可という手続を全うするには、決算日より1年以上を要すこととなり、翌年度の決算日には年金基金の事業は継続していることとなる(図表3参照)。

155. 監査人は、監査対象年度の期中における代議員会の議案書や議事録等を通じて、掛金の増額若しくは給付の減額、又は理事会による解散の方針決定がなされた等、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に対する不確実性に関連する監査証拠を入手することがある。

掛金の増額又は給付の減額が決定された場合には、年金基金の事業が継続するために行われるものであることから、監査人は、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する不確実性が解消されているかどうかを評価する。

解散の方針決定がなされた場合には、最終的な厚生労働省の認可が下りるまで年金基金は存続するが、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する不確実性が解消されていないと考えられるため、監査人は、今後の解散の手続、解散時期等の予定について理事者に質問し、財務諸表において、継続企業の前提に係る重要な不確実性に関する注記が適切に記載されているかどうかを検討する(監基報570第17項)。

また、この場合、監査人は、監査報告書上で強調事項区分を設けて、想定利用者の注意を喚起することが求められる(「付録7 文例」の「4. 監査報告書の文例」参照)。

図表3 厚生年金基金の決算と継続企業の前提に関する判定

厚生年金基金の例

		継続企業に疑義が生じた場合	
		ケース1	ケース2
	年月	年金基金決算事項	
	X1年3月末	X年度決算日 X年度財政検証	
X1年度の監査	X1年4月1日	(X1年度開始)	重要な積立不足が判明 方策の協議 掛金増額の決定 年金規約の改訂手続
	X1年9月末	X年度決算確定	
	X2年2月	X1年度 事業計画・収入支出予算	
	X2年3月末	X1年度決算日 X1年度財政検証	
			同左 同左 理事会による解散の方針決定 ↓ 継続企業の前提に疑義を生じさせる事象又は状況の存在 ↓
X2年度の監査	X2年4月1日	(X2年度開始)	増額した掛金の徴収開始 ↓ ↓ ↓ ↓
	X2年9月末	X1年度決算確定	
	X3年3月末	X2年度決算日	
			加入事業所への説明 代議員会の解散の議決 厚生労働省の認可 ↓ XX年X月解散

《12. 理事者確認書》

156. 理事者確認書は、年金基金の財務諸表監査においても、必要な監査証拠であり、監査基準委員会報告書 580「経営者確認書」に基づき理事者に作成を要請することが求められている。

なお、理事者確認書の記載例については、「付録7 文例」の「2. 理事者確認書の記載例」を参照する。

157. 監査人は、理事者に対して、監査契約書に記載されたとおり、適用される財務報告の枠組みに準拠して財務諸表を作成する責任を果たした旨の理事者確認書を提出するように要請しなければならないことに留意する（監基報 580 第9項）。なお、財務諸表の作成に当たり適用される財務報告の枠組みが受入可能なものであることを判断する責任を果たした旨について、通常、理事者確認書に記載する。

158. 確認書において確認を求める理事者は、理事のうち基金における業務の執行において責任を有する者をいい、理事長及び適用される財務報告の枠組みに準拠して財務諸表を作成する責任を有する理事者をいう。

《13. 監査報告書》

《(1) 監査報告書の特徴》

159. 《Ⅱ 1. 監査業務の契約条件の合意》に記載されているような年金基金の財務諸表とその監査の特徴を受けて、年金基金の財務諸表に対する監査報告書は、次のような特徴を有することとなる（「付録7 文例」の「4. 監査報告書の文例」参照）。

- (1) 任意監査を前提とした特別目的の財務諸表に対する監査報告書である。
- (2) 財務諸表の作成目的及び想定利用者又はこれらの情報について記載している財務諸表の注記への参照が記載される。（監基報 800 第12項(1)）

- (3) 財務諸表に対する理事者の責任の区分において、理事者が財務諸表の作成責任を有することを認識し、特定の利用者の財務情報に対するニーズを満たす財務報告の枠組みとして受入可能なものであると判断する責任を有することを明示する（監基報 800 第 12 項(2)）。
- (4) 監査人は、当該財務報告の枠組みについて準拠性の枠組みとして受け入れ、監査意見の表明において、「適正表示」の表現を使用せず、準拠性意見を表明する（監基報 210 第 15 項(2)②）。なお、財務諸表の全体的な表示に関して意見は表明しないため、「適正に表示」「全体として」といった表現は用いないことに留意する。
- (5) 監査報告書の想定利用者の注意を喚起するため、強調事項区分を設け、財務諸表が、法令等に定められた事項に加えて理事者が合意した追加的な開示を含めた財務報告の枠組みに準拠して作成されており、したがって、他の目的には適合しないことがある旨が記載される（監基報 210 第 15 項(2)①及び監基報 800 第 13 項）。
- (6) 監査報告書が特定の想定利用者のみを想定しており、監査報告書の配布又は利用制限等について契約書上で合意している場合には、適切な見出しを付して、当該財務報告の枠組みを十分に理解している者のみにその配布又は利用を制限している旨を記載する（第 35 項及び監基報 800 第 14 項）。

《(2) 強調事項》

160. 監査人は、年金基金の財務諸表において、理事者が適用する財務報告の枠組みについて、監査の契約条件として合意した内容に準拠して、適切に記述されているかどうかを評価することが求められている（監基報 800 第 11 項）。理事者が財務諸表に当該注記を行っていない場合、監査人は、理事者に対して当該記載を行うよう要請することとなる。

当該記載を受けて、監査人は、監査報告書において適切な見出しを付した強調事項区分を設け、当該追加的な開示が行われていることについて、想定利用者の注意を喚起することが求められている（監基報 800 第 13 項）。強調事項区分の記載方法については、監基報 800「付録 特別目的の財務諸表に対する監査報告書の文例」を参照して行うこととなる。

《(3) その他の記載内容を通読することにより識別した重要な相違》

161. 監査済財務諸表が規制当局に提出される法定書類（事業及び決算に関する報告書等）に含まれる場合には、監基報 720 に基づき、当該法定書類のその他の記載内容を通読することが適切である（第 30 項参照）。監査人は、その他の記載内容を通読することにより監査した財務諸表との重要な相違を識別した場合、監査した財務諸表又はその他の記載内容を修正する必要があるかどうかを判断し、除外事項付意見の表明、その他の事項区分における重要な相違についての記載等を検討することが求められている（監基報 720 第 7 項から第 9 項）。

《(4) 利害関係》

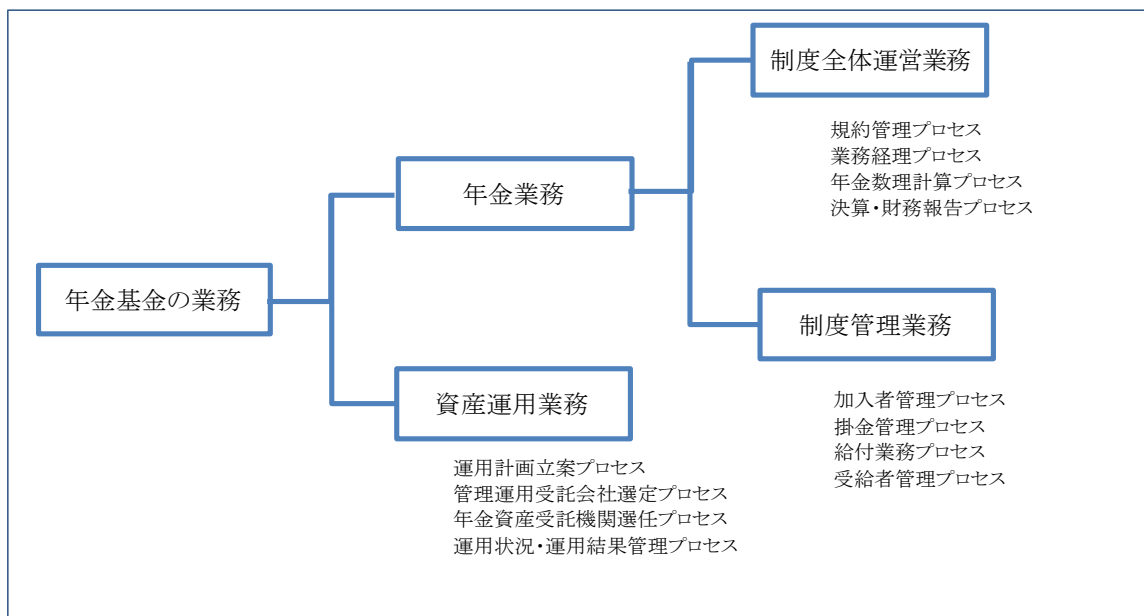
162. 年金基金の財務諸表に対する監査は公認会計士法第2条第1項に規定される監査証明業務に該当するため、監査報告書の冒頭には、独立監査人の報告書であることを明瞭に示す表題を付し（監基報700第19項）、かつ、その他の事項区分において、公認会計士法の規定により要求される利害関係の記載を行う（監基報706A5項及び監基報800付録 特別目的の財務諸表に対する監査報告書の文例参照）。

《Ⅲ 適用》

163. 本実務指針は、平成28年4月1日以後開始する事業年度に係る監査から適用する。

付録1 年金基金の業務プロセス

年金基金に係る業務プロセスは、例えば、以下のように区分される（第52項参照）。



1. 制度全体運営業務は、規約管理プロセス、業務経理プロセス、決算報告のための年金数理計算プロセス及び決算・財務報告プロセス等から構成される。

各プロセスの概要は以下のとおりである。

- ・ 規約管理プロセス
年金制度全体の運営方針を決定して規約に規定し、方針に基づく管理を行うプロセス
- ・ 業務経理プロセス
給与、旅費、事務所経費等の費用を計上するプロセス
- ・ 年金数理計算プロセス
計算基礎率を設定し、責任準備金を計算するプロセス
- ・ 決算・財務報告プロセス
年金基金の決算関係書類を作成するプロセス

2. 制度管理業務は、加入者管理プロセス、掛金管理プロセス、給付業務プロセス、受給者管理プロセスから構成される。各プロセスの概要は、以下のとおりである。

- ・ 加入者管理プロセス
加入者の資格の取得、喪失、給与の変更等の加入者の記録を管理する業務プロセス
- ・ 掛金管理プロセス
加入者の給与等に基づいた掛金の計算、請求、入金状況及び経理処理の実施及び管理を行うプロセス

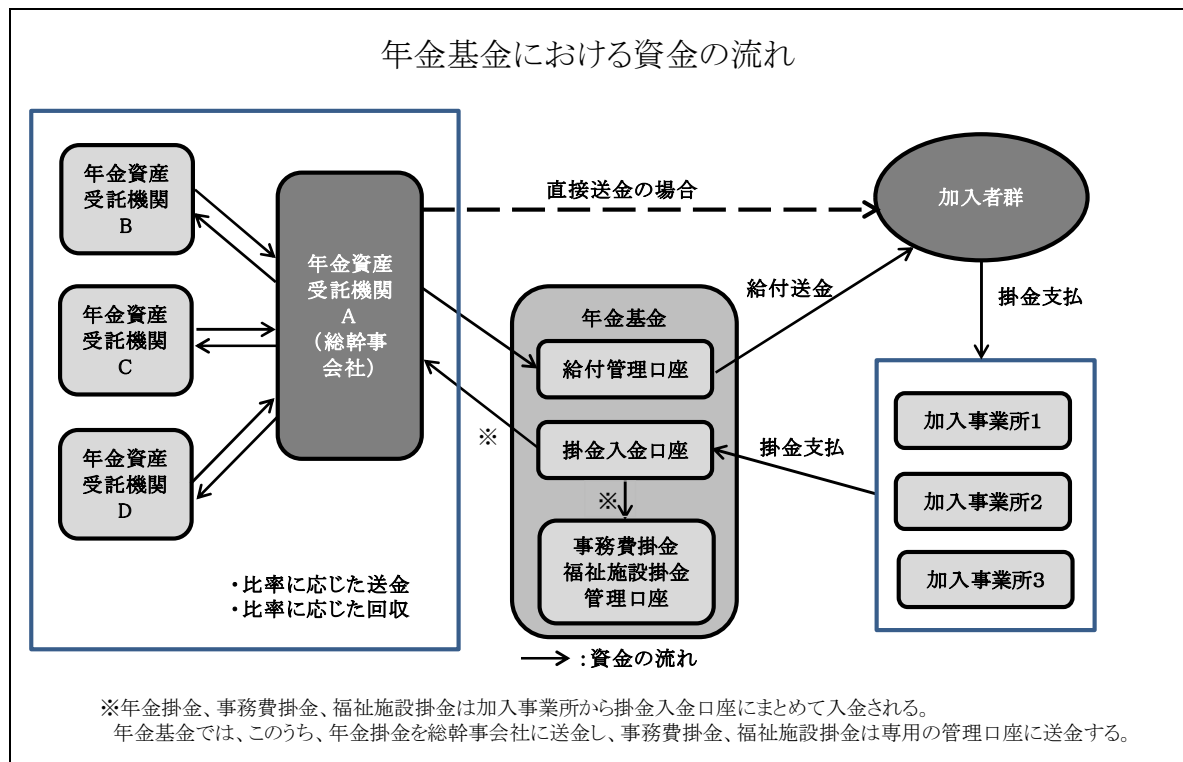
- ・ 給付業務プロセス
給付の支給要件を満たしているか否かを確認し、給付額の計算及び支給並びに経理処理を行う業務プロセス
- ・ 受給者管理プロセス
受給者の生存確認や、住所、銀行口座等の受給者情報の管理、源泉徴収税額の計算を行う業務プロセス

3. 資産運用業務は、年金資産の運用計画立案プロセス、管理運用受託会社の選定プロセス、年金資産受託機関の選任プロセス及び年金資産の運用状況と運用結果の管理プロセスから構成される。各プロセスの概要は、以下のとおりである。

- ・ 運用計画立案プロセス
年金資産の運用の基本方針を立案する業務プロセス
- ・ 管理運用受託会社選定プロセス
年金資産の管理運用を委託する生命保険会社・信託銀行・投資顧問業者を選定する業務プロセス
- ・ 年金資産受託機関選任プロセス
年金資産の運用を委託する生命保険会社・信託銀行を選任する業務プロセス（委託割合の変更を検討するプロセスも含まれる。）
- ・ 運用状況・運用結果管理プロセス
年金資産の運用状況及び運用結果を管理する業務プロセス

付録2 年金基金における資金の流れ

総幹事会社の機能は、例えば、以下のとおりである（第53項及び第56項参照）。



付録3 受託者責任ガイドラインに従った資産運用業務の理解

資産運用業務の理解において、受託者責任ガイドラインの規定への対応状況に関する留意事項は、以下のとおりである（第54項参照）。

1. 運用計画立案プロセス

- (1) 理事長及び理事長の定めるところにより理事長を補佐し、管理運用業務を執行する理事は、運用の基本方針を自ら定めているか。
- (2) 運用の基本方針には、受託者責任ガイドラインに規定された必要な事項が定められているか。
- (3) 基金は、自らの判断の下に、適切な資産の管理運用を行うために最適と認められる資産構成割合（政策アセット・ミックス）を定めているか。
- (4) 運用の基本方針は、基金の状況や環境の変化に応じ、定期的に見直しをしているか。

2. 管理運用受託会社選定プロセス

- (1) 運用の基本方針に管理運用受託会社の選任に関する事項及び特定の管理運用受託会社に対する資産の運用の委託が基金の資産全体からみて過度に集中しないよう、集中投資に関する方針（合理的な理由により認められる例外的な対応方針を含む。）が定められているか。
- (2) 管理運用受託会社の選任に当たっては、運用実績に関する定量評価だけでなく、管理運用受託会社に対してヒアリングを行い、一定の定性評価を行っているか。
- (3) 管理運用受託会社との契約は、理事会等基金内部での意思決定手続に従って締結されているか。
- (4) 各管理運用受託会社に対し、受託者責任ガイドラインに規定された必要な事項が含まれた運用ガイドラインを、文書で提示しているか（生命保険一般勘定契約の場合を除く。）。
- (5) 運用コンサルタント等を利用する場合には、管理運用受託会社との助言の中立性・公正性が確保されているかを確認しているか。

3. 年金資産受託機関選任プロセス

- (1) 年金資産受託機関の選任に当たっては、当該機関の信用力や資産の管理体制について説明を求め、資産の分別管理が行われているか等受託者責任ガイドラインに規定された一定の事項について確認しているか。
- (2) 年金資産受託機関との契約は、理事会等基金内部での意思決定手続に従って締結されているか。

4. 運用状況・運用結果管理プロセス

- (1) 少なくとも四半期ごとに、基金全体の資産構成割合を時価で把握しているか。
- (2) 管理運用受託会社に対し、少なくとも四半期ごとに運用の実態及び資産管理の実態に関する正確かつ必要な情報の報告を求めているか。

- (3) 管理運用受託会社の運用実績については、時価による収益率及びリスクを基準とし、適切な市場ベンチマークを設定する等合理的な基準により評価を行っているか。
- (4) 管理運用受託会社が契約及び運用ガイドラインに沿った運用を行っているか等運用の実態及び運用体制の変更等についても報告を求め、内容を把握しているか。
- (5) 自家運用を行う場合には、システムや運用担当者の能力も含めた適切な運用管理体制を備えているか。
- (6) 資産額など資産運用の実態に関する正確かつ必要な情報を把握できる体制を整備しているか。

付録4 不正リスク要因の例示

不正には、不正な財務報告（いわゆる粉飾）と資産の流用がある。不正な財務報告であるか資産の流用であるかを問わず、不正は、不正を実行する「動機・プレッシャー」、「機会」及び不正行為に対する「姿勢・正当化」を伴って生じる。年金基金の財務諸表に対する監査に特有な不正リスク要因として、例えば、以下のようなものが挙げられる（第71項参照）。なお、これらの事項の記述に当たっては、AICPA Audit and Accounting Guide “Employee Benefit Plans”を参考としている。

1. 不正な財務報告（いわゆる粉飾）

(1) 「動機・プレッシャー」

- ① 年金基金の財務的安定性又は収益性が、次のような一般的経済状況、母体企業の属する産業や母体企業の事業環境により脅かされている。
 - ・ 顧客需要が著しく減少したり経営破綻が増加している産業に年金基金の母体企業が属しており、年金基金に対する掛金の拠出に係る財務面での義務を果たすことが困難な場合
 - ・ 年金基金又はその母体企業のリストラクチャリング（大量解雇、経営分離、事業統合、経営破綻など）
 - ・ 財務状況の著しい悪化、又は（それに伴う）基金に対する規制当局の介入の可能性
- ② 理事者が、次のような第三者からの期待又は要求に応えなければならない過大なプレッシャーを受けている。
 - ・ 母体企業の経営者が自らを年金基金の理事者等に指名し、その地位を利用して事業主の利益を図ること。例えば、年金基金の資産を、投機的投資や事業主の資産の購入資金に充てたりすること。

(2) 「機会」

- ① 通常取引過程から外れた重要な関連当事者との取引が存在する。
 - ・ 年金基金の母体企業、年金基金の理事者、事務代行機関との、非経常的な又は禁止された関連当事者取引
 - ・ 年金資産の投資対象が限定されている、又は母体企業が発行する有価証券や母体企業の他の資産（不動産など）への投資が存在し、その投資割合が著しく大きいこと。
- ② 監視活動が十分ではない。
 - ・ 年金数理計算の評価、容易に特定できる市場価格が存在しない投資の評価を含め、管理運用受託会社に対して過度な依拠が認められ、年金基金の理事者による監視活動が不十分な場合
 - ・ 関連する法規制に対する理解が不十分
- ③ 加入者等の苦情や、年金記録への訂正が異常に多いこと。
- ④ 適格な管理運用受託会社の欠如、又は管理運用受託会社の頻繁な変更

- ⑤ 手作業処理が異常に多い、又は取引の査閲が不十分
- (3) 「姿勢・正当化」
- ① 関連する法規制遵守の姿勢が希薄
 - ② 基金の理事者が年金基金の資産に影響を与え得る意思決定を行うに当たり、基金の加入者等、受給者、年金数理人、監査人などに対する真摯とはいえない対応
 - ③ 年金基金の活動に積極的に関与しない者の基金理事等への指名

2. 資産の流用

「機会」

- ① 職務分離体制の不備－年金基金の独自帳簿が維持管理されておらず、資産管理者等との定期的な照合ができないこと。
- ② 運用資産の投資活動に対する査閲の欠如
- ③ 関連当事者との取引に対する承認体制の不備
- ④ 年金基金の資産と、母体企業の資産の適切な分別管理の欠如
- ⑤ 管理運用受託会社の内部統制に関する記述書及び受託会社監査人の保証報告書が存在しない、又は保証報告書上で、管理運用受託会社における内部統制の不備が指摘されていること。
- ⑥ 運用資産の管理者の帳簿と年金基金の帳簿との間で重要な未調整項目が存在すること。

付録5 年金基金の資産運用に関連して理解及び評価する内部統制の例示

年金基金の資産運用に関連して監査人が理解及び評価の対象とする内部統制の例示として、例えば、以下が考えられる（第89項参照）。なお、これらの事項の記述に当たっては、AICPA Audit and Accounting Guide “Employee Benefit Plans”を参考としている。

1. 運用計画の立案、運用状況・運用結果の管理について、以下の事項を把握し、評価する。
 - ・ 資産構成割合（政策アセット・ミックス）の設定、変更プロセスの流れ
 - ・ 基金全体の資産額、資産構成割合を定期的に把握するプロセスの流れ
2. 管理運用受託会社の選任に当たって、以下の事項を把握し、評価する。
 - (1) 当該管理運用受託会社の組織体制に関する事項
 - ・ 組織の概況、意思決定プロセスの流れ
 - ・ コンプライアンス（法令及び運用ガイドラインの遵守状況）等の内部統制体制
 - ・ 監査等の体制（内部監査、財務諸表監査、受託業務に係る内部統制の保証報告書業務等の有無）
 - (2) 当該管理運用受託会社の財務状況等に関する事項
 - ・ 財務状況の推移
 - ・ 運用受託実績等の推移
3. 管理運用受託会社が用いる運用戦略について、管理運用受託会社に対し、当該運用戦略の内容等についての説明を求め、確認する。
 - （共通事項）
 - (1) 当該運用戦略のリターンの源泉
 - (2) 当該運用戦略のリスク
 - (3) 当該運用戦略の時価の算出の根拠、報告の方法
 - (4) 当該運用戦略に関し情報開示を求めた場合の態勢
 - (5) 当該運用戦略に係る運用報酬等の運用コスト
 - （個別運用戦略）
 - (6) 私募投資信託等や海外のファンドを用いた投資を行う場合
 - ・ ファンド監査の有無
 - ・ 国内信託銀行によるファンドの「基準価額」等の突合せ結果の入手の有無
 - ・ 当該管理運用受託会社と管理運用受託会社及び事務処理機関との役員の兼職等の人的関係や資本関係
 - (7) 先物取引、オプション等のデリバティブ（金融派生商品）を用いた投資を行う場合
 - ・ レバレッジ（先物取引、オプション等を利用し、少額の投資でより多くのリターンを目指す運用手法）によるリスク

- (8) 証券化の手法を用いた商品に投資を行う場合
 - ・ 当該戦略の仕組み（原資産の特性を含む。）とそれに内在するリスク
- (9) 異なる複数のヘッジ・ファンド（様々な投資手法を用いてリスクを抑えつつ、絶対的収益を目指す運用手法を採用するファンド）に投資する運用戦略（ファンド・オブ・ヘッジ・ファンズ）に投資を行う場合
 - ・ それぞれの運用戦略の相関関係
- (10) 未公開株式や不動産等に投資する場合
 - ・ 換金条件等の流動性に関する事項

付録6 運用資産別に監査人が実施する実証手続の例示

以下においては、運用資産別に監査人が実施する実証手続を例示する(第98項参照)。なお、これらの事項の記述に当たっては、AICPA Audit and Accounting Guide “Employee Benefit Plans” を参考としている。

1. デリバティブ取引

- (1) デリバティブの取引相手に対する確認
- (2) 決済・新規約定取引のコンファメーション(注文確認書)との照合
- (3) 時価又は公正な評価額の検証
- (4) デリバティブ契約書原本の現物調査
- (5) 契約書、基本契約書、買戻し条件等に関する契約書、及びその他の関連書類の閲覧
- (6) 期末日後の行使又は決済取引に関する帳簿や証憑の調査
- (7) 議事録等その他文書の査閲
- (8) 理事者によって確立された方針に従ってデリバティブ取引が実行されたことの検証

2. 不動産

- (1) 取得価額を裏付ける契約書及びその他文書の調査
- (2) 所有権に関する不動産譲渡証書、登記簿、その他の証拠の調査
- (3) 時価の検討テスト。外部の評価専門家(例えば、不動産鑑定士)を利用している場合、専門家に提供されたデータの適切性を確かめる。加えて、専門家としての資質、評判、及び母体企業との関係を査閲する。
- (4) 当期の課税通知書及び上記(2)との整合性の確認
- (5) 不動産からの投資収益(例えば、家賃)、関連経費の支払(例えば、税金、維持管理費)の検討
- (6) 年金基金の投資又はその他の取引が、適用される法令又は規則に違反していないかどうかの質問

3. 貸付金

- (1) 貸付金を裏付ける契約書及び覚書等の文書の調査
- (2) 貸付金の借手に対する確認
- (3) 時価又は公正な評価額の検討(担保の有無及び価値の検討を含む。)
- (4) 利息収入が適切に記録されていることを確かめるための手続
- (5) 年金基金の投資又はその他の取引が、適用される法令又は規則に違反していないかどうかの質問

4. オルタナティブ投資

- (1) オルタナティブ投資の年金基金持分について、投資マネジャー・アドバイザーへ確認する(期間中の活動及び持分割合を含む。)

- (2) オルタナティブ投資の監査済財務諸表並びに期末時点の運用実績及び分配報告書を手に入れ、財務諸表並びに運用実績及び分配報告書において報告されているオルタナティブ投資価値の妥当性について、年金基金により記録されているオルタナティブ投資の時価又は公正な評価額、稼得した収益及び計上した収益を検討する。
- (3) 投資の売買取引につき、試査により取引テストを実施する（例えば、申込書又は解約書、投資契約書、及び議事録等と照合する。）。
- (4) オルタナティブ投資の財務諸表が監査されていない場合、又はオルタナティブ投資に対する監査報告書が無限定適正意見ではない場合には、監査人は以下の追加手続を実施することがある。
 - ① 保有するオルタナティブ投資の投資明細の入手及び評価方法に関する理事者への質問
 - ② オルタナティブ投資の資産運用に係るタイプ1若しくはタイプ2報告書の入手、又は内部統制の整備及び運用に係る評価手続の実施
 - ③ 評価モデルの適切性に関する専門家の利用
- (5) 年金基金の投資又はその他の取引が、適用される法令又は運用の基本方針に違反していないかどうかの質問

5. ファンド・オブ・ファンズ

ファンド・オブ・ファンズに関する実証手続は、業種別委員会実務指針第14号「投資信託及び投資法人における監査上の取扱い」を参照する。

6. 非上場株式及び母体企業有価証券

- (1) 期間中の投資の変動の分析
- (2) 年金資産受託機関に対する確認又は実査を通じた、投資の実在性及び所有に関する証拠の入手
- (3) 議事録、契約書並びに抵当権、質権及びその他の担保権に関する証明書の査閲
- (4) 以下を含む、投資取引に関する検証
 - ① 取引が適切に承認されているかどうか。
 - ② 取得原価又は売却価格、数量、銘柄等及び取得又は売却日付につき、入出金記録その他の裏付け文書の調査
- (5) 監査基準委員会報告書540「会計上の見積りの監査」に従った投資の減損の検討
 - ・ 外部の評価専門家が関与している場合、その専門家に提供された会計データの適切性を検証する。加えて、専門家としての資質、評判及び母体企業との関係を検討する。
- (6) 年金基金の投資又はその他の取引が、適用される法令又は規則に違反していないかどうかの質問

付録 7 文例

1. 監査契約書等作成の記載例

年金基金の財務諸表の監査契約書等における記載例と記載に当たって留意すべき事項として、例えば、以下が考えられる（第 46 項参照）。

なお、ここでは、法規委員会研究報告第 14 号「監査及び四半期レビュー契約書の作成例」（平成 27 年 3 月 18 日改正）の「様式 14：その他の任期監査（準拠性の枠組みの場合）」を用いて監査契約書を作成することを想定している。

年金基金の財務諸表の監査契約書等における記載例	留意すべき事項
監査契約書	
<p>1. 監査の目的及び範囲</p> <p>受嘱者は、独立の立場から、委嘱者の財務諸表、すなわち、貸借対照表（年金経理、業務経理業務会計及び業務経理福祉施設会計の各別）、損益計算書（年金経理、業務経理業務会計及び業務経理福祉施設会計の各別）、重要な会計方針及びその他の注記に対する意見を表明することを目的として、監査を実施する。</p>	<p>< 1. 監査の目的及び範囲 ></p> <p>財務諸表の作成に適用される財務報告の枠組みの内容に従って、監査の範囲に含める財務諸表の範囲を具体的に定める。</p>
<p>3. 適用される財務報告の枠組み</p> <p>本契約書において、適用される財務報告の枠組み（委嘱者の理事者が、財務諸表の作成と表示において採用する財務報告の枠組みをいう。）は、別紙「適用される財務報告の内容」のとおりとする。</p>	<p>< 3. 適用される財務報告の枠組み ></p> <p>監査契約書には適用される財務報告の枠組みを明瞭に記載することとされているが、年金基金の財務諸表の監査においては、各年金基金において理事者が適用する財務報告の枠組みを定めること、また、その内容はある程度詳細に記載するため、通常は、別紙として記載する。</p>
<p>7. 監査報告書の配布及び利用制限</p> <p>本契約に基づく監査報告書は、委嘱者である〇〇年金基金及び〔想定利用者の名称〕のみを利用者として想定しており、委嘱者は、本契約に基づく監査報告書をこれら以外の第三者に配布してはならず、また、利用させてはならない。</p> <p>なお、これら以外の者からの配布又は利用の要請が生じた場合には、双方協議の上、当該者に対する配布又は利用の可否を改めて定める。</p>	<p>< 7. 監査報告書の配布及び利用制限 ></p> <p>年金基金の財務諸表の監査において監査の対象とする財務諸表は、法令等に定められた事項に加えて理事者が追加開示する事項により組成される財務報告の枠組みを適用しており、その内容を十分に理解した者のみに監査報告書及び監査報告書と一体として利用する監査済財務諸表の配布又は利用を制限する。</p> <p>なお、個々の年金基金の状況に応じて、加入事業所、加入事業所の監査人、規制当局及び加入者を想定利用者とするかどうかについては、第 38 項及び第 39 項を参照して定める。また、監査契約書において監査報告書等の配布又は利用制限、想定利用者の特定を行った場合、監査報</p>

	<p>告書のその他の事項区分において、監査契約書と同様の内容で、配布又は利用の制限、想定利用者の特定の記載が行われることに留意する。</p>
--	--

<p>年金基金の財務諸表に対する監査契約書等 における記載例</p>	<p>留意すべき事項</p>
<p>監査約款</p>	
<p>—</p>	<p>様式 14 の文例を適用するに当たり、経営者、監査役等については、理事者、監事等、適切な名称を用いる。</p>
<p>—</p>	<p>年金基金の財務諸表においては、通常、連結財務諸表は作成されることは想定されないため、様式 14 の監査約款第 6 条の「グループ監査に関するコミュニケーション」については削除する。なお、削除により以降の番号も変更となる。</p>
<p>監査契約書 別紙 適用される財務報告の枠組みの内容 監査報告書の様式及び内容</p>	<p>適用される財務報告の枠組みの内容については、「付録 7 文例」の「3. 財務諸表作成の基礎等の文例」を参照して作成する。</p> <p>監査報告書の様式及び内容については、「付録 7 文例」の「4. 監査報告書の文例」を参照して作成する。</p>

2. 理事者確認書の記載例

年金基金の財務諸表に対する監査に当たって入手する理事者確認書に関する留意事項は以下のとおりである（第 156 項から第 158 項まで参照）。

- (1) 監基報 580 付録 2 の記載例を参考として、年金基金の実情に即した用語を用いて記載する（例：理事者、代議員会、理事会、年金基金従事者、加入事業所等）。
- (2) 財務諸表に対する確認事項のうち、財務諸表の作成責任に関する事項及び会計上の重要な見積りに関する重要な仮定に関する事項については、例えば、以下のよう記載することが考えられる。

[財務諸表の作成責任に関する事項]

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 私たちは、平成 年 月 日付けの（平成 年 月期に係る）監査契約書に記載されたとおり、財務報告の枠組みに準拠して財務諸表等を作成する責任を果たしました。財務諸表等は、財務諸表の注記「1. 財務諸表作成の基礎」に準拠して作成しております。2. 財務諸表等の作成に当たり適用される財務報告の枠組みは、状況に照らして受入可能なものであると判断しております。3. |
|--|

[会計上の見積りに際して使用した重要な仮定に関する事項]

時価による測定や責任準備金の計算を含め、会計上の見積りを行うに際して使用した重要な仮定は、合理的であると判断しております。

- (3) その他追加項目の確認事項として、監基報 580 及び適用される財務報告の枠組みに基づき、適宜取捨選択して記載する。なお、財務報告の枠組みのうち理事者の重要な解釈に基づき適用されているものについても、例えば次のように記載することを検討する。

財務諸表注記 x. 財務諸表作成の基礎(x)〇〇に記載したとおり、〇〇に係る法令の適用に当たっては、△△△を とする会計処理を行っております。

3. 財務諸表作成の基礎等の文例

年金基金の財務諸表について監査を実施する場合には、法令等の事項に加えて、財務諸表の利用者の判断を誤らせないために理事者が必要と認めた事項を「財務諸表作成の基礎」に記載することが適切である。また、法令等に要求された決算関係書類には会計方針等の記載がないため、これも財務諸表に記載することが適切である。

以下に、財務諸表に記載する「財務諸表作成の基礎」及び「重要な会計方針」等の文例を示している。なお、各年金基金の運用資産等の状況に基づき、下記の例示事項に適宜追加又は削除を行うことが考えられる。

1. 財務諸表作成の基礎

本財務諸表は、〇〇年金基金（以下「当年金基金」という。）及び〔想定利用者の名称〕（※1）が、財政運営の状況、すなわち、収入と支出の状況及び資産・負債等の財政状態を把握するために作成されており、経理区分及び会計区分（年金経理、業務経理業務会計及び業務経理福社会計）の各別に作成された、貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記から構成されている。

なお、本財務諸表は、以下の「2. 重要な会計方針」に示すように、一部の事項については、厚生年金保険法、同関係法令（又は確定給付企業年金法、同施行規則）、財政運営基準、決算事務取扱基準（※2）に基づき、その他の事項は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成されている。

ただし、その他の注記事項については、当年金基金の貸借対照表及び損益計算書に関連して、理事者が必要と認めた事項に限り注記しており、財政状態及び経営成績を適正に表示することを必ずしも目的とするものではない。

2. 重要な会計方針

（1）年金経理

《貸借対照表》

① 信託資産、保険資産

財政運営基準に基づき、公益社団法人日本年金数理人会がその具体的な取扱いとして策定した厚生年金基金の財政運営に関する実務基準第3-2資産の評価及び付録2時価の定義において示された「厚生年金基金における年金資産時価評価について」（平成10年3月 厚生年金基金連合会資産運用委員会資産時価評価検討委員会）に従っている。なお、以下に示す事項を除き、信託資産、保険資産に含まれる株式、債券、デリバティブ等については、当事業年度末における資産の時価によっている。

ア. 非上場株式

移動平均法により取得価額で評価する簿価評価。なお、時価を把握する

ことが極めて困難と認められる株式の減損処理は実施していない。

イ． 土地

近隣公示価格×評価物件路線価／公示地の路線価で評価している。なお、固定資産の減損に係る会計処理は実施していない。

ウ． 貸付金

簿価評価。なお、破綻先債権や延滞債権等の不良債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を減額している。

エ．

② 未収掛金

当年度分の掛金のうち、決算日現在において当年金基金の加入事業所からの入金が進んでいない金額を計上している。

③ 未払給付費

当年度分の給付のうち、決算日現在において未払となっているものを計上している。

④ 責任準備金

責任準備金（プラスアルファ部分）及び最低責任準備金から構成される。最低責任準備金等については、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定によりなお効力を有するものとされた厚生年金基金令、財政運営基準等に基づき算定されている。

ア． 責任準備金（プラスアルファ部分）

数理債務から未償却過去勤務債務残高を控除した金額を計上している。なお、数理債務及び未償却過去勤務債務残高については、3. 注記事項に記載している。

i. 数理債務

給付債務のうち、代行部分（最低責任準備金）を上回る部分を計上している。

なお、数理債務の算定に当たっては、将来の総給付予測額の現在価値である「給付現価」から、今後の標準掛金の収入見込額の現在価値である「標準掛金収入現価」を控除したものを債務としており、適用した計算基礎率に関する情報は次のとおりである。

- ・ 予定利率 〇%
- ・ 昇給率については将来のベースアップを織り込んでいない。
- ・

ii. 未償却過去勤務債務残高

特別掛金収入現価（決算日以降に見込まれる特別掛金収入の現在価値）と特例掛金等収入現価（次回の財政再計算までに発生すると見込まれる積立不足を償却するための特例掛金の現在価値）の合計額を計上してい

る。

イ. 最低責任準備金

給付債務のうち、代行部分の債務を計上している。

なお、最低責任準備金の算定に当たっては、法令等の定めに従い、平成11年9月末時点の旧基準の最低責任準備金に、それ以降の免除保険料等の収入を加算し、代行給付等の支出を控除したものに対して、厚生年金保険本体の運用実績利回りによる付利計算を行うことで算出している。

⑤ 基本金

前年度からの繰越不足金及び、損益計算書「4. 基本金及び総合計」において算定される当年度不足金の合計額を計上している。

《損益計算書》

① 掛金等収入

当年度分の掛金として払い込まれた、あるいは払い込まれるべき金額を計上している。

② 給付費

当年度分の年金及び一時金として受給者に支払われた、あるいは支払われるべき金額が計上されている。

③ 固有の信託報酬、固有の保険事務費

当年度分の手数料として、資産運用委託先である信託銀行、保険会社に支払われた、あるいは支払うべき運用報酬を計上している。

④ 前年度以前の収益及び費用の計上超過・不足額

前年度以前の費用計上超過額及び収益計上不足額を特別収入として、前年度以前の費用計上不足額及び収益計上超過額を特別支出として、計上している。

⑤ 繰入金及び受入金

業務経理区分への繰入額及び同区分からの受入金を計上している。

⑥ 不納欠損

掛金の徴収不能額を計上している。

⑦ 責任準備金増加額及び減少額

責任準備金（プラスアルファ部分）及び最低責任準備金のそれぞれの増加額及び減少額によって構成される。

（２）業務経理 業務会計

《貸借対照表》

① 固定資産の減価償却方法

ア. 有形固定資産（リース資産を除く。）

．．．．

イ. 無形固定資産（リース資産を除く。）

.....

ウ. リース資産

.....

② 固定資産の減損に係る会計処理は実施していない。なお、土地については年金経理区分と同様の会計方針を適用している。

③ 引当金の計上基準

ア. 賞与引当金

.....

イ. 退職給付引当金

役職員に対する退職給付に備えるため、当年度末の従業員に対する退職手当の見込額を計上している。

ウ.

④ 基本金

固定資産に計上されている権利金（退職給付に係る年金資産）の金額に相当する額を繰入計上している。

⑤ 消費税等の処理方法

税込方式によっている。

（３）業務経理 福祉施設会計

《貸借対照表》

① 固定資産の減価償却方法

有形固定資産（リース資産を除く。）

.....

② 固定資産の減損に係る会計処理は実施していない。

③基本金

固定資産のうち永続的に保持すると判断している額及び当該固定資産に係る修繕積立金の金額に相当する額を計上している。

3. 注記事項

.....（※3）

（※1）加入事業所、加入事業所の監査人、規制当局及び加入者を想定利用者とするかどうかについては、第38項から第40項までを参照して定める。

（※2）財政運営基準及び決算事務取扱基準については、研究報告第10号第21項を参照。

（※3）例えば、責任準備金の内訳、固定資産の増減、引当金の増減など、法定報告

書類のうち、責任準備金に係る明細書、貸借対照表附属書、損益計算書附属書及び業務報告書等に記載されている情報や偶発事象、後発事象、及び継続企業の前提等の情報のうち、理事者が必要と認める事項について注記を行う。

(※4) 以下の事項に関しては、年金基金において採用され得る会計処理と一般に公正妥当と認められる企業会計の基準との間で差異が生じているため、留意が必要である。

一般に公正妥当と認められる企業会計の基準との主な相違

《会計慣行の斟酌規定について》

年金経理の基準は通達に定められているが、通達に定めがない事項について、法令において「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行を斟酌する」旨の規定が存在しない。したがって、例えば、年金経理の実務では企業会計基準第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」は適用されていない。

《有価証券等の評価について》

「厚生年金基金の年金給付等積立金の評価方法について（平成16年3月16日 年発第0316001号 地方厚生（支）局長あて厚生労働省年金局長通知）」では、年金給付等積立金及び保有資産に係る有価証券等の価額は、その有価証券等の保有区分に応じて、金融商品に係る会計基準及び日本公認会計士協会公表の「金融商品会計に関する実務指針」に準拠して取り扱うことができるとしている。

また、企業年金基金においても、「確定給付企業年金制度について（平成14年3月29日 年発第0329008号 地方厚生（支）局長あて厚生労働省年金局長通知）」別添「確定給付企業年金法並びにこれに基づく政令及び省令について（法令解釈）」別紙3「確定給付企業年金の積立金の評価方法について」において同様の取扱いが定められている。

ただし、両者ともに以下の点については金融商品会計基準等とは異なる取扱いが定められている。

① その他有価証券の評価差額の取扱いについて

その他有価証券に区分されるものについては、金融商品会計基準等においては、原則として、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額の合計額を純資産の部に計上し、翌期首に取得原価に洗い替えなければならないが、年金基金の経理においては、企業会計での資本の部に相当する概念がないことから、売買目的有価証券と同様に、評価差額は当期の損益として処理するものとされている。

② 満期保有目的の債券への区分

金融商品会計基準等では、将来の不確定要因の発生いかんによって売却が予測される場合には、満期まで所有する意図があるとは認められないとされている。

一方、年金基金の経理においては、余裕資金等の運用として、利息収入を

得ることを主たる目的として保有する国債、地方債、政府保証債、その他の債券であって、長期保有の意思をもって取得した債券は、資金繰り等から長期的には売却の可能性が見込まれる債券であっても、満期保有目的の債券に区分するものとされている。

③ 満期保有目的の債券に係る保有区分の変更について

満期保有目的の債券に係る保有区分は、金融商品会計基準等で認められているもののほか、以下の理由による変更が認められている。

ア. 満期保有目的の債券を購入した財政再計算後の財政再計算において、財政計画上の資金計画において、満期保有目的の債券の売却収入を財源とした財政計画が策定されている場合であって、当該財政計画に従って売却した場合

イ. 満期保有目的の債券を購入した財政再計算後の財政再計算において、金利情勢の変化に対応して、より運用利回りの高い債券に切り換えるため、又は、基金が定める信用上の運用基準に該当しなくなったことに伴い、運用基準に該当する他の債券に切り換えるために売却した場合

《時価評価に関する実務的なガイドラインについて》

年金資産の管理運用受託会社である運用会社及び信託銀行が、年金資産の時価評価に当たって実務上参照するガイドラインとして、「厚生年金基金における年金資産時価評価について」（平成 10 年 3 月 厚生年金基金連合会 資産運用委員会 資産時価評価検討委員会）（厚基連ガイドライン）が公表されている。厚基連ガイドラインはおおむね金融商品会計基準その他一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に合致した内容となっているが、一部において以下のような差異が存在する。

① 未公開株式（非上場株式）

当面、簿価評価とするとされており、減損に関する規定がない。

② 不動産（土地）

公示価格を基準に評価地と公示地の相続税路線価割合によって求める方法を定めている。また、不動産鑑定士により鑑定評価を行う場合は、不動産鑑定評価額をもって時価評価を行うとされている。

《責任準備金等、年金財政上の債務について》

年金基金において計上される責任準備金等、年金財政上の債務は、将来給付の支払に充てるべき年金の原資を平準的に事前積立することを目的として計算された債務（数理債務）に加え、仮に制度を終了したときに給付支払に必要な金額（最低積立基準額）が確保されるかという観点から算出して計上される。

これとは異なり、企業における退職給付会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づき、退職により見込まれる退職給付の総額のうち、期末までに発生していると認められる額の割引計算額が負債として計上される。

	年金財政上の債務	退職給付債務
目的	将来給付の支払に充てるべき年金の原資を平準的に事前積立する（継続基準）ことに加え、仮に制度を終了したときの必要額が確保されているかを確認する（非継続基準）。	企業が負っている退職給付の支給義務を負債に計上する。
債務額	数理債務、及び最低積立基準額	退職給付債務
債務の評価基準	① 数理債務 将来の総給付予測額の現在価値である「給付現価」から、今後の掛金の収入見込額の現在価値である「掛金収入現価」を控除したものを債務とする。 ② 最低積立基準額 現時点で制度を解散した場合に保全すべき給付額を基準に債務を評価する。	退職により見込まれる退職給付の総額のうち、期末までに発生していると認められる額を割り引いて計算したものを債務とする。
費用の認識	退職までの期間で平準的に掛金を徴収	当期に発生していると認められる額を認識（必ずしも平準的でない） なお、費用配分方法として、期間定額基準、給付算定式基準がある。
計算基礎率の設定	最善の見積りを基礎としつつ、年金財政の安定性に配慮して保守的に設定されることもある。	期間損益を適切に測定する最善の見積りを行うことを前提として設定する。
サイクル	年1回、財政検証を実施し、健全性を把握する。また、少なくとも5年ごとに財政再計算を行い、計画の見直しを行う。	年1回、資産負債を評価し、退職給付に係る負債又は資産（個別財務諸表では退職給付引当金又は前払年金費用）を計上する。

《基本金繰入処理について》

固定資産のうち永続的に保持すると判断している額（退職給付に係る年金資産額を含む）及び当該固定資産に係る修繕積立金の金額に相当する額について、基本金への繰入処理を行うこととされている。

4. 監査報告書の文例

「3. 財務諸表作成の基礎等の文例」に記載した内容を基に、年金基金の財務諸表について監査意見を表明する場合の監査報告書の記載例を以下に示した。

各年金基金の会計区分又は会計方針等の状況に基づき、下記の文例に適宜追加又は削除を行うことが考えられる。

独立監査人の監査報告書

[監査報告書の日付]

〇〇年金基金

理事長 〇〇〇〇 殿

[〇〇監査法人]

[監査人の署名・印]

当監査法人は、〇〇年金基金の平成X年X月X日から平成X年X月X日までの事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表（年金経理、業務経理業務会計及び業務経理福祉施設会計の各別）、損益計算書（年金経理、業務経理業務会計及び業務経理福祉施設会計の各別）、重要な会計方針及びその他の注記（※1）について監査を行った。

財務諸表に対する理事者の責任

理事者の責任は、注記「1. 財務諸表作成の基礎」及び「2. 重要な会計方針」に記載された会計の基準に準拠して財務諸表を作成することにある。また、財務諸表の作成に当たり適用される会計の基準が状況に照らして受入可能なものであるかどうかについて判断することにある。理事者の責任には、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評

価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、すべての重要な点において、注記「1. 財務諸表作成の基礎」及び「2. 重要な会計方針」に記載された会計の基準に準拠して作成されているものと認める。

財務諸表作成の基礎並びに配布及び利用制限（※2）（※3）（※4）

注記「1. 財務諸表作成の基礎」に記載されているとおり、財務諸表は、〇〇年金基金及び〔想定利用者の名称〕（※5）が、財政運営の状況、すなわち、収入と支出の状況及び資産・負債等の財政状態を把握するために注記「1. 財務諸表作成の基礎」及び「2. 重要な会計方針」に記載された会計の基準に準拠して作成されており、それ以外の目的には適合しないことがある。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

本報告書は、〇〇年金基金及び〔想定利用者の名称〕（※5）のみを利用者として想定しており、これら以外の者に配布及び利用されるべきものではない。

利害関係

〇〇年金基金と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（※1）これら以外に、貸借対照表及び損益計算書に関連する明細書等を監査の対象に含める場合には、当該明細書等について特定できるような名称をもって追記する。

（※2）継続企業の前提に重要な疑義が存在し、重要な不確実性が認められる場合には、監査意見と財務諸表作成の基礎及び利用制限との間に、例えば、以下のような記載を行う。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、〇〇年金基金は、平成X年X月X日に開催された理事会において基金の解散の方針決定を行っており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在している。〇〇年金基金では、理事会において基金の解散の方針決定を行ったものの、基金の解散の決議に必要な代議

員会の議決を行っていないため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

- (※3) 初年度の監査において監査を受けていない前事業年度の数値が併記されている場合には、監査人は監査報告書のその他の事項区分に対応数値が監査されていない旨を記載しなければならない（監基報 710 第 18 項参照）。
- (※4) 配布又は利用の対象とする監査報告書の想定利用者については、監査契約書において定めた者と同一とする（「付録 7 文例」の「1. 監査契約書作成の記載例」参照）。
- (※5) 加入事業所、加入事業所の監査人、規制当局及び加入者を想定利用者とするかどうかについては、第 38 項、第 39 項及び第 40 項を参照して定める。

5. 「年金だより」等に記載する「監査を受けている旨」の文例

「年金だより」等において、年金基金の貸借対照表及び損益計算書に対する監査を受けている旨を記載する場合には、年金加入者等の判断を誤らせないように配慮し（第41項参照）、例えば、次のような記載を行うことが考えられる。

当年金基金の貸借対照表及び損益計算書に対する 公認会計士等による監査について

当年金基金は、平成X年X月X日終了事業年度に係る貸借対照表（年金経理・業務経理の各別）、損益計算書（年金経理・業務経理の各別）、重要な会計方針及びその他の注記（以下「監査済財務諸表」という。）について、監査法人による監査を任意に受けております。

監査済財務諸表は、法令において要求される数値以外に財務諸表に対する重要な会計方針の注記及びその他必要と認められる事項が追加されており、法令に基づき作成された厚生労働省宛の決算関係書類やこの「年金だより」に掲載されている貸借対照表及び損益計算書と同一の内容ではありません。

当該監査は法令に基づくものではなく、当年金基金からの委嘱に基づく任意監査として行われております。このため、監査済財務諸表及び監査報告書（以下「監査報告書等」という。）の利用に当たっては、年金基金の理事者等、監査法人と合意した特定の関係者に限定されており、この「年金だより」において監査の概要及び結果の開示は差し控えさせていただいております（※1）。

なお、加入者の方々から監査報告書等の利用を要請された場合には、利用制限の趣旨に鑑み、監査法人と当年金基金との間で協議の上、対応させて頂く所存です（※2）。

したがいまして、監査報告書等の利用をご希望になる加入者におかれましては、まずは当年金基金宛てにご一報いただきますよう、お願い申し上げます。

以 上

（※1）次の記載を追加することができる。

なお、詳細については、下記「監査報告書等の利用に関する留意事項」をご一読下さいますようお願いいたします。

「監査報告書等の利用に関する留意事項」

監査の範囲及び概要を理解し、監査の結論を正しく利用するためには、監査の対象となった財務諸表の作成に当たって適用された財務報告の枠組み（財務諸表の作成基準）を十分に理解していただいた上で、監査済財務諸表それ自体をお読みいただくことが必要となりますが、当年金基金では、以下のような状況に鑑み、監査報告書等の利用を特定の関係者に限ることとし、広く一般には開示しておりません。

- ・ 監査済財務諸表は一般の事業会社に適用されている財務報告の枠組みとは異なる財務報告の枠組みを適用して作成されております。
- ・ そのため、監査済財務諸表の配布による利用は、当該財務報告の枠組みを十分に理解していることが想定される、年金基金の構成員（理事者、監事、理事会、代議員会、その他の従事者）、規制当局及び一部の加入事業所のみを制限することが監査契約に定められております。

(※2) 加入者に対する監査報告書等の配布又は利用の制限の考え方については、第40項を参照する。なお、監査報告書の想定利用者に加入者等が含まれている場合には、監査人と合意した利用方法に応じて、例えば、次のような記載に変更することが考えられる。

なお、監査報告書等は年金基金に備置されており、加入者の方々が、一定の手続の下で、これを利用することは認められております。

以 上